

平成19年（2007年）紀北町9月定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成19年9月11日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成19年9月11日（火）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倭規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し



(午前9時 30分)

---

**議長**

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であり、定足数に達しております。

**議長**

議会が成立いたしましたので、これより平成19年9月紀北町議会定例会を開催いたします。

会期日程並びに議事日程等につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会におきましては議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員によるテレビ撮影等を許可することといたします。

ここで議案に添付いたしました資料について訂正をお願いいたしたいと思います。

認定案件の資料として配布いたしております決算に係る主要な事業の成果及び予算執行の実績報告書の28ページであります。水道事業会計の中で、上から3番目の上水道配水管布設工事、長島港臨港道路加田・中ノ島の財源内訳等に誤りがあり、別紙、正誤表のとおり訂正したいとの申し出がありました。会議規則第20条の規定により、議題となる前でありますので、議長において許可することにいたしました。各議員には正誤表を配布させていただいておりますので、訂正につきご了承くださいますよう、お願いをいたします。

それでは会期日程並びに議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

(会期日程・議事日程朗読)

**議長**

これより本日の会議を開きます。

---

日程第1

**議長**

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

16番 東 澄代君

17番 松永征也君

のご両名を指名いたします。

---

**日程第 2**

**議長**

次に日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日 9 月11日から 9 月21日までの11日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は本日から 9 月21日までの11日間とすることに決定しました。

---

**日程第 3**

**議長**

次に日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 9 月 5 日に議会運営委員会が開催され、今期定例会に係る会期及び運営等について協議をいただき、すでに配布済みのおり確認をいたしておりますので、ご報告を申し上げます。

す。

まず、定例会に提出され受理した案件は、議案第63号から認定第6号までの16件と報告が3件であります。また、請願については5件受理しておりますので、ご報告申し上げます。

次に、決算審査についてであります。議員の申し合わせにより決算の審査については、決算特別委員会を設置して審査することになっております。委員会の委員の定数等について議会運営委員会で協議していただいた結果、決算特別委員会の委員の定数は10人とし、委員の構成については、総務財政常任委員会から4人、教育民生常任委員会から3人、産業建設常任委員会から3人ということの確認がなされました。なお、発議案の提案方法につきましては、議長発議ということの確認をいただいております。

つきましては、本日、昼食休憩の間に各委員会においてそれぞれ委員の選出をお願いしたいと思っておりますので、各委員長におきましては、委員の選出についてよろしく取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

次に、追加が予定される案件についてであります。7月26日付けで三重県道路協会会長から、道路財源に係る意見書の提出についての依頼がきております。議会運営委員会で協議をいただき、意見書案については定例会最終日に産業建設常任委員会から提案することの確認をいたしました。産業建設常任委員長へは、定例会会期中に意見書案の調整をはかっていただくようお願いをいたしておりますので、ご了承ください。

また、議会運営委員会の中で委員から、銚子川流域に建設予定の産業廃棄物処理施設についての事業説明会開催を要請する旨の発言があり、委員会において議長に申し伝えることの確認がなされ、その報告を受けました。9月5日に正副議長で奥山町長に対し事業説明会開催の要請をいたしております。開催日時等が決定しましたら、報告をさせていただきます。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査についてであります。平成18年度については普通会計の5月分と、水道事業会計の3月分について、平成19年度については普通会計の5月分から7月分についてと、水道事業会計の4月分から6月分について、監査委員より報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合に関してであります。紀北広域連合議会が9月28日金曜日、午後1時30分から開催される予定となっております。組合議員におかれましては、ご多忙な折りと存じますが、ご出席のほう、よろしくお願い申し上げます。

次に、元海山町議会議員の尾上竹一氏が、町政の発展と公共の福祉の向上に献身的に努力

されたことにより、高齢者叙勲ということで、7月1日付けで旭日単光章を受けられました。7月31日に奥山町長から尾上氏に伝達されましたので、ご報告を申し上げます。

次に、一般質問の通告についてであります。通告書の受け付けの締め切りが本日午後5時までとなっております。質問の要旨については具体的に記載していただき、また答弁を求める者、資料を要求される方は、必ず記載しておいてください。会議規則に反する場合は、受理しないということもありますので、通告書の提出にあたってはよろしく願いをいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、奥山町長をはじめ、喜多教育委員長、佐野監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、報告いたします。

次に、高齢者福祉大会についてであります。9月15日の土曜日、午前10時から東長島公民館において高齢者福祉大会が開催されます。多忙な折りとは存じますが、ご出席賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

最後に、小・中学校並びに幼稚園の運動会及び体育祭の日程ですが、9月16日は紀北中学校、潮南中学校、三船中学校の体育祭が行われます。9月23日が赤羽小学校・中学校とふなつ幼稚園。9月29日が海野小学校。9月30日が三浦小学校、西小学校、東小学校、志子小学校、引本小学校、引本幼稚園、矢口小学校、船津小学校、上里小学校。10月6日が紀伊長島幼稚園。10月7日が相賀小学校となっております。

一覧表を各議員の棚に入れさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長**

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

ただいまの議長の諸般の報告の中に、最終日に道路の関係の意見書案、委員会が提出する提案すると表現されたかな、言われましたが、議運で産業建設常任委員会で審議することが決まっただけで、委員会発議というのは、委員の同意がなければ発議できませんから、そんな提案することまで決まってないはずで。

ですから、ご訂正お願いします。

**議長**

はい、まず最初に追加が予定される案件ということになっておりますので、そういう私の認識としては北村議員がおっしゃるとおりの認識なんですけど、それで最初に追加が予定されておるといふ表現をさせていただきました。全くそのとおりでありますので、そのように取り計らっていただきたいと思います。

以上です。

---

## 日程第4

### 議長

次に日程第4 行政報告につき町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

奥山町長。

### 奥山始郎町長

おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして「町道真谷線道路改良工事に係る入札結果について」の行政報告をさせていただきます。

本件工事についての談合情報が、去る8月7日火曜日、匿名のハガキにより役場に寄せられました。そのハガキには、工事名の「高速道路工事道瀬取付工事及び落札予定業者」が記載されており、高速道路工事道瀬取付工事は今後発注予定の町道真谷線道路改良工事と同一であると判断するに至りました。

このように対象工事及び落札予定業者名だけの情報でありましたので、談合情報対応マニュアルに基づき8月30日に入札を実施しました。この結果、事前に提供のあった談合情報と同一の業者が落札候補者となり、入札状況において談合がなかったと判断しがたく、談合情報対応マニュアルに基づいてその場で落札決定を保留しました。

翌日の8月31日に入札参加者17社から事情聴取し、9月10日に、公正入札調査委員会を開催し、調査資料に基づき審査を行いました。審査の結果、談合の事実が確認できないという

公正入札調査委員会の報告があり、このことに基づき談合がなかったものと判断し、落札決定を行い仮契約の締結をいたしました。

なお、本来なら本工事も他の2件の工事と同様に9月定例会に議案上程する予定でしたが、このような談合情報が入り、審査をしていたため上程が遅れてしまいました。

つきましては、追加案件として町道真谷線道路改良工事請負契約の締結についての議案を提出させていただきたく考えておりますので、ご配慮のほどよろしく願いいたします。

以上で、行政報告を終わります。

#### 議長

以上で行政報告を終わります。

なお、ただいま奥山町長からの行政報告にありました追加議案については、長から議案が提出された場合、直ちに議会運営委員会を開催していただき、協議を行うことといたしたいと思っておりますので、議員各位におかれましては、その旨、何とぞご了承賜りますようお願いを申し上げます。

それでは議事を進めます。

---

### 日程第5

#### 議長

お諮りします。

議案第63号については人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号については、本会議での審議とすることに決定をいたしました。

日程第5 議案第63号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを議題といたします。

それでは、提出者より提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

**奥山始郎町長**

それでは本議会に上程いたしました案件につきまして、提案の趣旨説明を申し上げます。

初めに、人事案件の

議案第63号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてであります。現教育委員の松永久美恵氏が本年11月28日をもって任期満了となり、勇退されることとなりますので、新たに海山区相賀 267番地 7の中村高子氏を任命いたしたく同意を求めるものであります。

なお、松永久美恵氏におかれましては、平成8年12月から合併まで旧海山町において教育委員として、また、合併後の紀北町におきましても教育委員としてご活躍されたことに対しまして、厚く御礼申し上げる次第であります。

以上が人事案件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長**

以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、これから議案の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

これで討論を終わり、採決をいたします。

お諮りします。

日程第5 議案第63については、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程第 6 ～日程第20

議長

お諮りします。

日程第 6 議案第64号から日程第20 認定第 6 号までの15件について、提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、一括議題とすることに決定しました。

それでは提案者より一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

先ほどの人事案件につきまして、ご同意をいただきありがとうございました。

引き続きまして他の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第64号 政治倫理の確立のための紀北町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、郵政民営化法が平成19年10月1日に施行されることに伴い、本条例から郵便貯金の部分を削除するとともに、証券取引法等の一部を改正する法律が施行予定でありますので、それに伴い変更となる部分を同法の施行日から改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第65号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第2号)であります、

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億2,596万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそ

それぞれ87億 2,606万 2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳入の主なものといたしましては、地震対策等災害関係で県支出金が 3,442万 3,000円の増、財政調整基金繰入金の減額及び老人保健特別会計の精算により繰入金が 1,007万 5,000円の増、前年度からの繰越金 2億 5,179万円の増、紀北広域連合の精算金等で、諸収入が、1,589万 8,000円の増、臨時財政対策債等で町債が 850万円の増であります。

一方、歳出の主なものといたしましては、基金積立金等、総務費で 1億 5,581万 3,000円の増、障害者介護・訓練等給付事業費等、民生費で 5,865万 3,000円の増、リサイクルセンター施設管理事業費等、衛生費で 5,061万 3,000円の増、災害対策関係等で消防費が 2,082万 2,000円の増のほか、人事異動、組織機構の見直しによる人件費の組み替え等によるものであります。

#### 議案第66号 紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5,189万 3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億 8,887万 3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入が財政調整基金繰入金等、繰入金で 4,494万円の減、前年度からの繰越金 9,683万 3,000円の増であります。

一方、歳出では人件費の組み替え等により総務費で 544万 3,000円の増、財政調整基金で基金積立金が 1,763万 9,000円の増、支払基金への償還金等、諸支出金が 2,881万 1,000円の増であります。

#### 議案第67号 紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）

であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,782万 6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億 6,208万 4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入が事務費負担金の増額により繰入金が 304万 7,000円の増、前年度からの繰越金 857万 1,000円の増、医療給付費の確定による国、県負担金の精算により諸収入が 2,620万 8,000円の増であります。

一方、歳出では人件費の組み替え等により総務費で 304万 7,000円の増、医療費の確定による国、県、支払基金への返還金及び一般会計への繰出金で諸支出金が 3,477万 9,000円の増であります。

#### 議案第68号 紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,313万 3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2億 483万 1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳入の主なものといたしましては、前年度からの繰越金 2,359万 1,000円の増、高速道路建設事業補償料で諸収入が 2,713万 9,000円の増であります。

一方、歳出の主なものといたしましては、北部簡易水道施設整備事業費等で簡易水道事業費が 1,792万 2,000円の増、予備費が 2,521万 1,000円の増であります。

#### 議案第69号 紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ12万 2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1億 6,829万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入が施設介護サービス費収入の増額によりサービス収入が12万 2,000円の増、歳出では人件費の組み替え等により総務費で12万 2,000円の増であります。

#### 議案第70号 紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

であります。収益的収入におきましては水道事業収益に公有建物災害共済金を 7万 8,000円追加し、総額を 3億 3,915万 3,000円とするものであります。

収益的支出におきましては、水道事業費用に 131万 1,000円を追加し、総額を 3億 3,398

万 2,000円とするもので、その主なものといたしましては、汐見橋添架配水管撤去工事負担金の増額、材料費や人件費の組み替えによる減額等であります。

この結果、資本的収支において不足する 2億 510万 2,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

#### 議案第71号 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事（分割14号）請負契約の締結について

であります。国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事（分割14号）につきまして、契約金額、5,361万 3,000円で、海山区便ノ山 518番地 2 谷建設有限会社代表取締役 谷晃史と契約いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

#### 議案第72号 海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業工事請負契約の締結について

であります。海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業工事につきまして、契約金額 4,503万 4,500円で、海山区引本浦 424番地 株式会社 幸組代表取締役 尾崎好紀と契約いたしたく、議案第71号と同様、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

認定第1号 平成18年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成18年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成18年度紀北町水道事業会計歳入歳出決算認定について

の6案件につきましては、一般会計、特別会計並びに企業会計の合併後として、初めて1年を通しての決算となりますが、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求めるものであります。

ありがとうございました。

#### 議長

続いて内容説明を求めます。

議案第64号についての内容説明を求めます。

川合総務課長。

#### 川合誠一総務課長

おはようございます。

それでは、議案第64号についてご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

議案第64号 政治倫理の確立のための紀北町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための紀北町長の資産等の公開に関する条例（紀北町条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年9月11日提出

紀北町長 奥山始郎

#### 提案理由

郵政民営化法（平成17年法律97号）並びに証券取引法の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

改正内容につきましては、5ページをご覧ください。

新旧対照表でご説明申し上げます。

（以下資料により詳細に説明）

議長

次に、議案第65号についての内容説明を求めます。

太田財政課長。

太田哲生財政課長

予算書の1ページをご覧ください。

平成19年度紀北町一般会計補正予算(第2号)の内容について説明いたします。

議案第65号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第2号)

平成19年度紀北町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,596万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億2,606万2,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成19年9月11日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは予算に関する説明書に基づき、説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。

それでは予算書の11ページをご覧ください。

(以下予算書により詳細に説明)

---

議長

ここで暫時休憩といたします。

10分間と短いんですが、トイレ休憩ということで。

(午前 10時 40分)

議長

少し時間が過ぎましたが、ただいまより会議を再開いたします。

(午前 10時 52分)

---

議長

次に、議案第66号と議案第67号についての内容説明を求めます。

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

よろしくお願いいたします。

議案第66号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

平成19年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,189万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,887万3,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

(以下予算書により詳細に説明)

宮澤清春住民課長

続きまして、議案第67号 平成19年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成19年度紀北町の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

平成19年 9月11日提出

紀北町長 奥山始郎

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,782万 6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億 6,208万 4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

(以下予算書により詳細に説明)

**議長**

次に、議案第68号についての内容説明を求めます。

村島水道課長。

**村島成幸水道課長**

議案第68号を説明させていただきます。

平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

平成19年度紀北町の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,313万 3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億 483万 1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成19年 9月11日提出

紀北町長 奥山始郎

詳細を説明させていただきますので、7ページをお願いいたします。

歳入を説明させていただきます。

(以下予算書により詳細に説明)

議長

次に、議案第69号についての内容説明を求めます。

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

議案第69号を説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

平成19年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,829万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年9月11日提出

紀北町長 奥山始郎

内容について、説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

歳入予算から説明いたします。

(以下予算書により詳細に説明)

議長

次に、議案第70号についての内容説明を求めます。

村島水道課長。

村島成幸水道課長

議案第70 平成19年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)を説明させていただきます。

(総則)

第1条 平成19年度紀北町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成19年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）（補正予定額）（計）の順に説明させていただきます。

まず収入ですが、第1款 水道事業収益7万8,000円を増額し、3億3,915万3,000円に、内訳に第2項 営業外収益7万8,000円を増額し、68万1,000円に。

支出ですが、第1款 水道事業費131万1,000円を増額し、3億3,398万2,000円に、内訳は第1項 営業費用111万2,000円を減額し、2億1,447万1,000円に、第2項 営業外費用212万6,000円を増額し、6,652万7,000円に、第3項 簡易水道営業費用29万7,000円を増額し、4,695万1,000円に。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億510万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款 資本的収入469万5,000円増額し、5,430万5,000円に、内訳は、第1項 負担金132万円を増額し、4,202万1,000円に、第2項 補助金147万5,000円を増額し、1,038万4,000円に、第3項 企業債190万円を増額し、190万円に。

支出、第1款 資本的支出1,111万2,000円を増額し、2億5,940万7,000円に、内訳は第1項 建設改良費1,111万2,000円を増額し、1億5,933万7,000円に。

2ページをお願いいたします。

（債務負担行為）

第4条 第5条に定めた債務負担行為の限度額を、次のとおり補正する。

事項 光ファイリングシステム賃貸契約、期間 平成19年度から平成24年度まで、限度額94万5,000円を減額して、315万円をお願いするものでございます。

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、簡易水道事業におきましては、補正後100万円に、過疎対策事業につきましては、補正後90万円をお願いするものでございます。

合計といたしましては190万円でございます。

起債の方法は証書借入とします。利率、償還の方法につきましては、下記の記述のとおりでございます。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中(1) 職員給与費「7,078万1,000円」を「7,019万2,000円」に改める。

平成19年9月11日提出

紀北町長 奥山始郎

詳細につきましては、16ページの補正予算実施計画説明書でいたします。

16ページをお願いいたします。

(以下予算書により詳細に説明)

## 議長

次に、議案第71号についての内容説明を求めます。

山本建設課長。

## 山本善久建設課長

それでは議案書の13ページをお願いいたします。

議案第71号 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事(分割14号) 請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

## 記

1. 契約の目的 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事(分割14号)
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 5,361万3,000円
4. 契約の相手方 紀北町海山区便ノ山 518番地2  
谷建設有限会社  
代表取締役 谷 晃史

平成19年9月11日提出

紀北町長 奥山始郎

## 提案理由

「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

続きまして、内容説明をさせていただきます。

本件工事につきましては、平成16年9月29日の台風19号にかかる災害復旧工事でございます。

す。復旧延長が53m、道路幅員が4mでございます。予算については平成18年度よりの繰越明許費でございます。町道白倉1号線は平成16年災で14カ所の被災箇所がございまして、単独路線でありますので起点側より順次施工してきた結果、現在の施工となりました。入札執行日につきましては、19年8月30日でございます。町内土木業者A・Bランク23業者を指名いたしまして、うち9業者が入札参加を辞退し、14業者で入札を執行いたしました。設計額につきましては、7,171万1,850円でございます。入札予定価格につきましては、設計額と同額の7,171万1,850万円でございます。

なお、最低制限価格につきましては、5,361万3,000円でございます。入札の結果、5業者が同額となり、くじによる決定となりました。その結果、谷建設有限会社が落札価格5,361万3,000円で落札という結果になりました。なお、落札比率につきましては、74.76%でございます。

続きまして、資料について説明させていただきます。

(以下資料により詳細に説明)

## 議長

次に、議案第72号についての内容説明を求めます。

中村産業振興課長。

## 中村高則産業振興課長

失礼します。

議案第72号についてご説明申し上げます。

議案書の18ページをご覧ください。

議案第72号 海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業工事請負の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

## 記

1. 契約の目的 海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業工事
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 4,503万4,500円
4. 契約の相手方 北牟婁郡紀北町海山区引本浦 424番地  
株式会社 幸組  
代表取締役 尾崎 好紀

平成19年9月11日提出

提案理由

「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

次に19ページの資料1をご覧ください。

予定価格は 5,748万 2,250円、最低制限価格 4,503万 4,500円でございます。以上でございます。

(以下資料により詳細に説明)

議長

続きまして決算関係であります。まず最初に、認定第1号から認定第6号までの審査の結果について、代表監査委員よりの説明を求めます。

佐野代表監査委員。

佐野耕造代表監査委員

それでは決算審査の報告をさせていただきます。

最初に平成18年度紀北町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1. 審査の対象

平成18年度紀北町一般会計歳入歳出決算

平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成18年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算

平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

2. 審査の期間

平成19年8月10日

3. 審査を実施した監査委員

佐野耕造、松永征也

4. 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これ

らの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等を実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果誤りはなく、また予算の執行及び関連する事務処理についても正確に行われているものと認められた。

以下、決算数字の詳細につきましては、ご確認いただくこととしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

18ページでございます。

### 所見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書等は適法かつ正確に作成され、その収支は適正に執行処理されていることが認められた。

また、行財政改革に着手し、人件費の削減や地方債現在高の減少など、経費節減に対する努力が見られた。

近年の社会情勢においては、年金問題や原油価格の上昇など課題が山積している。

こうした状況の下、本町においてもまず、健全な財政を構築することが必要不可欠であり、国・県からの依存財源のみならず自主財源の確保、特に近年増加が著しい税金・国民健康保険料などの収入未済額の解消対策の抜本的見直しなどに積極的に、強い姿勢を持って取り組む必要がある。

このことは単に財政面だけでなく、行政運営の基本である公正性、公平性かつ透明性の確保、とりわけ公平性の観点からも肝要であるので、一層の創意工夫を行い、収納率の向上、特に過年度分の徴収を重視した効果的な収納対策を講じられるよう要望する。

また、起債については、先にも述べたように抑制に努力はされているが、償還においても繰り上げ償還するなどして、後年度負担の軽減に努められたい。

なお、基金の管理についても、金融情勢を勘案の上、確実かつ有効な方法により管理することに努められたい。

今後も厳しい社会情勢が続くと予想されるが、多様化・高度化する町民ニーズに適切に対応し、町民福祉の増進により一層努められることを要望する。

続きまして平成18年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

## 第1 審査の概要

#### 1. 審査の対象

平成18年度紀北町水道事業会計決算

#### 2. 審査の期間

平成19年7月31日

#### 3. 審査を実施した監査委員

佐野耕造、松永征也

#### 4. 審査の手続

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計諸帳簿及び証拠書類の照合等を実施した。

### 第2 審査の結果

審査に付された決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は会計帳簿、証拠書類を照合した結果、誤りはなく、また、予算の執行及び関連する事務処理についても適正に行われているものと認められた。

以下、決算数字の詳細につきましてはご確認をいただくこととしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

4ページでございます。

#### 所 見

平成18年度の水道事業会計決算は、収入及び支出の状況などから、経営については安定していることが伺えたが、利率の高い企業債については繰り上げ償還や借り換えをするなどして、さらなる経営の安定化に努められたい。

配水管布設工事や急速ろ過機設置工事、浄水場送水ポンプ取替工事等を行っているが、今後も町民に安全で良質な水を安定的に供給するため、引き続き水道施設の整備に努められたい。可能な限り配水管の布設替えに努め、有収率の向上を図られたい。

また、水道使用料については、長期滞納者に対しての収納対策を立て、未収金の整理に努めるとともに、健全な財政計画の策定を図ることにより、今後もより一層安定した事業運営に努められたい。

以上でございます。

議長

ここで暫時休憩といたします。

午後1時より再開いたします。

(午前 11時 40分)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

議長

続いて収入役より、水道事業会計を除いた、認定第1号から認定第5号までの詳細説明を求めます。

川端収入役。

川端清司収入役

それでは認定第1号から第5号まで、一括してご説明いたします。

内容は、平成18年度紀北町一般会計及び特別会計4件の歳入歳出決算につきましてでありますので、その概要をご説明申し上げます。

説明にあたりまして、各会計の収入済額と支出済額は、款のみとさせていただき、項以降の説明につきましては、主要事業の説明とさせていただきます。

それでは、認定第1号 平成18年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について決算書の11ページをご覧ください。

この11ページからの平成18年度紀北町一般会計歳入歳出決算事項別明細書で説明申し上げます。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

川端清司収入役

続きまして、認定第2号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

決算書 128ページからの平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

#### 川端清司収入役

続きまして、認定第3号 平成18年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

決算書 153ページからの平成18年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

#### 川端清司収入役

続きまして、認定第4号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

決算書 168ページからの平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

#### 川端清司収入役

続きまして、認定第5号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

183ページからの平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

#### 議長

次に、認定第6号について村島水道課長より詳細説明を求めます。

村島水道課長。

#### 村島成幸水道課長

それでは、認定第6号 平成18年度紀北町水道事業会計決算認定について、ご説明をさせていただきます。

それではお手元の決算書の13ページをお願いいたします。

(以下決算書により詳細に説明)

---

**議長**

ここで暫時休憩といたします。

25分より再開いたします。

(午後 2時 12分)

---

**議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 25分)

---

**議長**

以上で、議案の内容説明並びに決算審査結果の詳細説明を終わります。

これより各議案の質疑に入りたいと思いますが、発言を求めるときには、議長と呼び、自己の議席番号を告げ許可を得てから発言をしていただきますよう、お願いをいたします。

なお、質疑については一括質疑方式をとっておりますので、その点をよろしくお願い申し上げます。

質疑の回数については、議長が宣告した議題について3回以内となっております。なお、議案については委員会に付託されることとなっております。委員会での審査は十分にできると考えますので、自分の所属する委員会に付託される案件については、大筋の質疑にさせていただきます、詳細は委員会で行っていただきますよう、ご配慮をお願いしたいと思います。

**議長**

それでは、これより議案の質疑を行います。

日程第6 議案第64号 政治倫理の確立のための紀北町長の資産等の公開に関する条例の

一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、日程第7 議案第65号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑については、7ページの第2表 地方債補正から16ページまでの歳入についてと、歳出については17ページの議会費から30ページの商工費までと、30ページの土木費から46ページの給料費明細書までに分割して行いたいと思います。

それでは、まず7ページの地方債補正から、16ページの歳入全般についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

これで歳入等の質疑を終わります。

次に、歳出17ページの議会費から、30ページの商工費までの質疑を許します。

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

それでは18ページ、2款総務費のまず一般管理費ですが、臨時職員ですが、現在ですね、紀伊長島総合支所の正・臨時あわせて現在、現実に総合支所に勤務している職員の人数を教えてくださいたいと思いますし、これ7月ですか、臨時職員を採用していると思うんですが、これこの中に入っているのかどうかということと、7人と聞いてますが、どのような配置なさいましたか。それがまず第1点。

それから、もう1点、総合支所の管理費が増加しておりますが、旧議場、旧紀伊長島町の議場はどこが管理しておりますか。

以上、2点です。

**議長**

川合総務課長。

川合誠一総務課長

お答えいたします。長島総合支所ですね、現在の職員数及び7月に臨時職員でございますか。入っていると、どのような人数にということでございますが、ちょっと手元にございませんので、至急調べてご報告させていただきます。

議長

職員数も把握していないということ。

川合総務課長。

川合誠一総務課長

もう1点でございますが、紀伊長島総合支所ですね、議場の管理ということでございますね。総合支所の総務室のほうで管理をいたしております。

議長

その部分の人数はわからんわけ。

川合誠一総務課長

ただいま。

---

議長

最初からで申し訳ございませんが、その場で少し休憩をお願いします。

(午後 2時 32分)

---

議長

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 37分)

---

議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

誠に貴重な時間を申し訳ございませんでした。

それではお答えさせていただきます。紀伊長島総合支所の職員の人数でございますが、正職員が43名でございます。それから臨時職員7月に採用の話がございましたが、8名でございます。合わせまして現在の臨時職員が、採用者現時点で15名でございます。紀伊長島総合支所におきましては58名ということになってございます。

それから配置先でございますが、紀伊長島総合支所の住民係、住民室に2名、それから産業建設室に2名、それから水道室に1名、それから教育室に1名でございます。はい、失礼しました。現在6名で、総合支所のほうには6名でございます。あと2名につきましては本庁のほうに採用しております。

紀伊長島総合支所のほうにつきましては、7月に採用した者が6名ございまして、6名を合わせまして、現在紀伊長島総合支所の臨時職員が15名ということでございます。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

ちょっと私が聞いてたのとは、またちょっと違うんですが。7月採用は7人じゃなかったですか、臨時職員は。そんなにいっぱい採用しているの。

それと、この配置でお伺いしたいんですがね。こういう職員の配置、誰が決定しておるのか、多分町長だろうと思いますがね。出先のね施設で周りに誰も職員がいなくて、大変微妙な対応をせんならんところに、なぜ地域の事情のわからん臨時職員、新採の職員を配置するんですか。私はあの辺の人事のあり方、私はよくわからん。

はっきり申し上げてですね、マンドロにわざわざね、海山区のほうで採用した職員、若い人を配置していますが、私はああいう1人で勤務せんならんところに、特に一般の町民の対応、問い合わせとか来客の多いところに、なぜこういう配置をなさるのか。本人も私は可哀相だと思いたるがね。事情が全く知らない。その辺の基本的な人事配置の考え方をお聞きしたい。

それから議場は支所で管理しているというんですが、私夕べ見ましたけどね。たまたま会議があって支所の部屋で、それで開いてたんで覗きましたけど、あれ管理している状態ですか。町長、私ね応仁の乱のときに有名な歌がありますね。「都は野辺の夕ひばり、あがるを

見ても落つる涙は」、私は34歳のときから、いわば青春をかけて私の戦場だったところが、あの管理は私は情けないですよ。町長、ご覧になりましたか中を。お答えください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

臨時職の基本的な考え方なんです、配置については議員にはどうも思わしくないような配置でしょうけれども、正規に試験を通過してですね、行政の仕事については1日も早く理解と対応に対する一つの順応性ですね、それを培っていただきたいと考えております。

それから議場は、先週も支所には行きましたけども、議場には行かなかって、誠に申し訳ないと思います。どのような状態で、あなたが非常に残念に思っておられるような状態であれば、支所長に言ってですね、きちんと管理をさせます。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

私はね、その臨時職員の配置の場合は、本人にも私は可哀相だと申し上げておるんですよ。特にマンドロ、ちょうど燈籠まつりの準備の最盛期に、非常に問い合わせや来客の多い時期に、いきなり7月1日付けで若い全く事情の知らん職員をパッと配置する。私はそんなことしなくてもね、総合支所の中だったらいいですよ。教えてもらえる先輩、同僚がいるわけですから、何で1人のところへあえてそういう人事をされたかというの、私はちょっと理解に苦しみます。

それと議場はね、私見てない。あれはね職員の意識一つでどうにもでもなることです。かつて議員が座った議席の上に、ダーッと書類の山、誠に何と言ったらいいんか、ガラクタの山のような状態ですよ。私は町長がね、たまには見てください。いくら議会の管理から離れたとは言え、私は残念で残念でならん。たった1年そこらであんな状態になるというのが。その辺の意識を私はお尋ねしておるんです。

運び入れる職員一人ひとり意識で、あんな乱雑なね、まさにあんな古道具屋の軒先みたいにしておる。ポンポンポンポン放り込むだけで。私は厳重に注意しておきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

よく私も現場を見ましてですね、あなたがどのようにお考え、お感じになられているかを見て、しかるべき適正な対応をいたします。

議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

さきほどですね、臨時職員は7名でないかというお話がございました。確かに臨時事務補助員は7名でございます。そのほかに1名、臨時の栄養士を採用しております。そういう関係です。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

16番 東澄代君。

16番 東澄代議員

16番、25ページの衛生費の塵芥処理費のうちの修繕料なんですけど、前に議員の報告会でちょっと説明は受けたんですけど、ほとんどの修繕料の金額はバグフィルターの取り替えだと、そのように理解しておりますが、このバグフィルターは何年が耐用年数というか、使える範囲の年数というのは何年ぐらいあるのか。それが1点と。

27ページの農林水産業費の林業振興費の報償費です。これは有害鳥獣補助金の駆除の事業費の補助の報償費でありますけど、この内容についての説明をお願いします。

以上です。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

お答えをいたします。バグフィルターですが、これはですね全協のときに私説明不足であったかもわかりませんが、バグフィルターを換えるのではなくてですね、その中のロフというものがあるんですけど、それを交換する予定でございます。それについては業者のほうではですね、3年の耐用年数と聞いておりますが、その耐久性についてはですね、4年から5年の効力があると聞いております。今回そのロフを交換をさせていただきたいと考えます。以上です。

議長

中村産業振興課長。

**中村高則産業振興課長**

議員のご質問にお答えいたします。

有害鳥獣駆除事業の 160万円でございますが、猿 1 匹 2 万円ということで、猟友会に対しまして 80 匹の報償費ということで、予算を計上させていただいております。

以上です。

**議長**

16 番 東澄代君。

**16 番 東澄代議員**

産業振興課長、その 2 万円はわかっておるんですが、あとの 80 匹というのは、前回の実績としては消化しておるんですか。何か予算は見たけれど、なかなか猿が捕れなくて困っているという話を始終耳にしておるんですけれど、前回の予算は消化したんでしょうか、これ一般財源ですので、その辺の説明をお願いします。

**議長**

中村産業振興課長。

**中村高則産業振興課長**

お答えいたします。当初 50 匹ということで 100 万円の予算を計上させていただきましたが、今年は特に猿が多いということで、今の時点で 160 万円、80 匹、追加ということで補正予算に上げさせていただいております。当初の 100 万円につきましては、すべて消化しております。

**16 番 東澄代議員**

了解しました。

**議長**

3 番 近澤チヅル君。

**3 番 近澤チヅル議員**

18 ページの一般訴訟費の中で、地域物産展の一般事務委託料 31 万 5,000 円とか、旅費とかが計上されているんですけども、先般、全員議員懇談会の中でも説明があったんですが、9 月 10 日に 1 回目の調停があるということをお聞きしまして、そのための費用の一部だと思うんですけども、今日、その報告を行政報告の中でお聞きできるかなと思っておりましたが、ありませんでしたので、もうできる範囲で、もしお話をさせていただけたらと思うのと。

もう 1 点は、調停中でも指定管理者制度の中で、9 月 30 日までしか予算も組んでないわけ

ですが、それで契約が終わって直営の展示場は閉めることになるのかどうか、お尋ねします。

そしてもう1点、29ページですね。漁港管理費で、海岸整備構想策定事業費の研究委託料、300万円で、さきほどの説明の中で三浦と矢口の堤防ということでお話を伺ったんですけども、町内の大体の堤防は伊勢湾台風、またチリ津波のあと前後に建てられたものが多いと思いますが、三浦・矢口を特に指定された理由というのですか、お尋ねします。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

18ページの質疑に対しまして申し上げますが、昨日、第1回目の調停がありました。当初、その結果と言いますか、報告をする予定でございましたけれども、急激な店子さん側のですね、ご意見、考え方でありまして、それに対応するということまではいっていないしですね、とても形になってないことでありました。

その旨、議長に、夜ですけれども報告し、行政報告は今のところ適切ではないと、差し控えさせていただきたいと、そのように申し上げたわけでございます。議員の皆様には大変ご心配をおかけしておりますが、現在のところはきちんとした報告はできないという状態であります。以上です。

**議長**

中村産業振興課長。

**中村高則産業振興課長**

海岸整備構想策定事業費の調査、研究委託料として300万円ですけども、これは県の事業でありまして、150万円の補助があるわけですけども、三浦海岸・矢口海岸、ほかにもあるんですけども、地元区、また漁業組合からの強い要望もありました。

それと去年ですね、県独自で耐震調査を行った段階で、矢口がやはり耐震の危険度というのですか、高いということで、県のほうもこの途中ですけども、予算を300万円ということで事業費をいただきましたので、ほかの漁港につきましては、また次年度計画的にやっていきたいと考えております。

**議長**

3番 近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

物産展のことにつきましてはそういうお話で、両方の話の中かなりの差があったと想像

できますので、ただ、もう1点お尋ねした9月30日以降のことについてのご答弁がなかったのでお願いしたいのと。

今の堤防のことなんですけれども、矢口・三浦が終わったら、次年度はまた県の予算が付いたら引き続き別のところ、地元の要望をとにかく出してもらったら、そういう要請もして次のところを決めるのか、要請があるのを待っているのか、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

業者側ですね、9月末日をもって指定管理者制度を打ち切ることが、お互いにわかっておりますんで、その予定に沿いまして進めたいと思います。

**議長**

中村産業振興課長。

**中村高則産業振興課長**

ご質問にお答えします。紀北町には5つの漁港があります。財政的な面もありますので、計画的に区、漁業組合等の要望がなくても、町から予算が、県等の予算が付けばやっていきたいと考えております。

しかし、実施についてはちょっと財政的な面もありますんで、調査をしたあとすぐというわけには、ちょっといかないと思いますので、よろしくお願いします。

**議長**

3番 近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

3回目で、指定管理者制度で、もう当然条例に基づいてですね、9月30日にはできないわけなんです、町はそのつもりでおりますし、相手の方もわかってはいると思うんですが、そのことについてもう一度そうなんですよという話はされているのかどうか、最後にお伺いします。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

そのように申し伝えております。

## 議長

ほかに質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

## 11番 入江康仁議員

今の前者議員の関連なんですけど、18ページの一般訴訟費のさきほどの関連なんですけども、町長、一応その町長からの報告ということで、私ども待っておったんですけどですね。町長、この調停というのはですね、やはりこの議会です、今までのいろいろな裁判訴訟、裁判があった中で、今まで一つの敗訴になった例があるんですね。そのときには皆議員さんにも報告しなかって、敗訴の結果だけを報告している。

それでは町民はわからないわけです。今回のこの調停も、やはりこの議会の中で大きな問題になっておるんですから、やはり相手方の主張、それに対して町の考え方ね。そういうことはやはりオープンにしてですよ。これをやはりやっつけていかなければ、やはりその業者の方々がよく、私いろんな角度で見ていると、業者の方々のほうが悪くなって、世間体に対してですよ。悪くなる可能性がある。それはなぜか、行政がそのような仕組みでやっておるような裁判の仕組みなんです。世間に対してでも。だから、やはり主張はどうだったけど、業者の主張はこうだったけど、町としてはこういうふうに答えた、これぐらいは言えるでしょう。

そして9月の末に、指定管理者のあれを制度は止めにすると、果たしてそれで業者が納得しますか。多分業者は居座るでしょう、これは。居座ったときにはそんなら行政はどのような報告をするんですか。やはり議員としてはこれはオープンにしなきゃならんと思いますよ、町長。まして何も隠すことはない。行政は法を守り、法をきちんと守ってですよ、執行して何人にも平等にやっつけていけば、何でも負けるはずがないし、通っていくんですよ。それは私の信念です。これは。当然、行政もそうでしょう。法の中でやっているんですから。

だから、これは私はもうある程度の情報も得てます。しかし、私から言うことじゃない。紀北町のトップとしての町長が、これは議会に報告する責務があると思いますよ。ましてこれはテレビにも、ZTVにも映る。町民の皆さんもわかる。判断できることなんですよ、これは。だから今までの経緯からいって、裁判だから何も言えないどうのと、これは密室的な考え方なんです。金は湯水のように町民の税金の使っただけですよ。核心に触れたことは何も報告できないと、こういうような行政ありません。議会もないと思います。そのところは町長どう考えてます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

申し遅れましたんで、近澤議員に対する説明もちょっと舌足らずであったと思います。

調停内容は、一応非公開ということでございますんで、それも加味したうえで今回行政報告をしなかったところであります。以上です。

議長

居座ったらどうするのところは。

奥山町長。

奥山始郎町長

答弁漏れていまして、居座った場合にはですね、法的に対応してまいりたいと考えてます。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それではね、このやはり非公開だったら非公開のようにですよ、町長。やはり説明会まで開いた案件ですよ、これは。それじゃ非公開の中での報告もやはり必要かと思いますが、このところどう考えているか。

それと、やはりあなたは法的にやるというのは、行政代執行をやるという意味でとっていいんですか。しかし、そういうことになれば、やはり業者の意見もオープンにしなければならぬときがくるとと思いますが、そのところはどうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

オープンにしなければならぬときはさせていただきたいと思います。

あくまでも、皆様にご説明のうえでですね、行政を推進したいと考えてます。

11番 入江康仁議員

議長、議事進行、答弁漏れ。

議長

強制代執行をやるのかということですか。

奥山町長。

奥山始郎町長

強制執行のことですね。代執行ですね。そのことまでは今、私の頭の中にはありませんが、法律の専門家と相談しながらですね、適切な対応をしてまいりたいと思います。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そういうことになればですよ。今、近澤議員に答えたね、その指定管理者制度を打ち切るということと、ちょっとこう違うてくるように思うんですけど、そこはどうですか。

それと町長、やはりその議員に対しての非公開だと言うんだったら、この議会のやっている中でですよ、その説明会をやるんですか。ということはまだ答えてないと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

期限はきちっとお互いが理解しておりますので、期限は期限として進めたい。

それから内容の、議員に対する報告については、その、そうですね、一番適正であって非公開という原則にも抵触しないという状況、そのときにきちんと報告をいたします。

11番 入江康仁議員

議事進行。あのね町長、私が言っておるのは非公開だと言ったから、当然議会にも非公開の制度あるわけですよ。報告にしたって、だから議員だけには伝えやなあかんということ、私は述べておるわけなんですよ。それを今定例会の中でやってくださいよということなんです。何も非公開だからその非公開はいいけども、議員に対しては非公開のその説明会でいいと思いますよ。説明会やっておるんですから。これに関しては。

議長

その部分のね、さきほどの答弁で再度答えていただければいいのかな。

奥山町長。

奥山始郎町長

議員は、この議会開催中とおっしゃいましたけれども、それはどうだかわかりませんが、議会の非公開ということもあるとご指摘をいただいたので、時期のことはできるだけ早くしたいと思いますが、よく考えさせてください。そのことについては。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

1 番 東篤布君。

## 1 番 東篤布議員

1 番 東篤布、3 点ほど、この18ページの重複しますけれども、2 款のところ、11目一般訴訟費のところとですね。25ページなんです、4 款衛生費のところですね。4 款衛生費の塵芥処理費のところとですね、さきほどの課長の説明でロフ板を換えるとかおっしゃいましたが、それが 5,200某かいるのかなという、えらい高いロフ板やなと思う点とですね。

もう一つはですね、職員の手当 790万円、これは海山RDFのプラントを止めておるときに、長島のプラントで紀北町のごみを全部処理をした。そのときに要った人件費だと思うんですが、それを確認します。

もしこれが人件費であるならばですね。この5千何百もかけんでも1台のプラントで700万円の人件費で処分できるのであれば、この5,000万円で今後はもうかからんのではないですよ。これからかかる、修繕費は。であるならば、こんなに予算を投入せんでも1基止めておけばいいんじゃないかと思うんですね。その点をどうお考なのかという点。

それから27ページの5 款農林水産業費のところですね。さきほども出ましたけども2目、林業振興費のなかで有害鳥獣駆除ですか、このお猿さん等のですね、予算が出ておりますけれども、これはねこれ予算どうこう言うのじゃないんですけど、以前にも僕が捕ったものはですね、お猿さんはですよ殺されるわけです。これでお金もらうんでしょう。これ一つの業や。

業ということはそれが出た、いわゆる廃棄物、産業廃棄物になる。前にも供養して葬式せえとは言わへんけども、ちゃんとやっておるんですかと、不法投棄はされていないんですかということ、僕言わせていただいたことがあるんですけども、住民の皆さんにね迷惑をかけるからということで、やむを得ずこうやって処分されるわけですけども、耳を持っていくのか、尻尾を持っていくのか知りませんが、残った体をですね、どのように処分しておるのかということを知りたいですね。斎苑で焼いたという話も聞いておらんし、僕がほかで聞くところによると、不法投棄をされて非常に谷水が臭くてならんという話も聞いております。だから、そこまでの見て願いますということ、以前にお願いしたと思うんですけども、その点お答え願いたい。以上の3点。

まず1点目だけちょっと詳しく言います。これは非公開、あんたらには言えません。町民にも言えません。町民代表の議員にも報告もできません。だけど予算を認めてください。以前にも似たような話とですね、何10年も裁判やっていて、あげくの果てにはですね、大変住

民の皆さんに負担をかける結果になっておるわけです。

そのときにも非公開と称して、住民代表である我々の議会にもですね報告されなかった文書があったわけです。これ町民の皆さんもテレビ見ておられるからはっきり申し上げます。どういった文書かと言いますとね。当町の顧問弁護士が町長に対してですね、町長の代理の課長に対して、こういった裁判をしても必ず負けますよと、そのような報告書が書面に書かれて課長の3名の判を押して町長に上がっていた。それが水道課に置いてあった。これを議員にも報告してなかった。こういうことを非公開とお考えなんですか。

地元で企業育成しておかねばならん立場にありながら、住民のお金を使って住民をですね、苦しめてきたわけですよ今まで。私はこの前、議員定数特別委員会のあとで、この説明会の中でですね、このお魚らんど問題、町長から報告受けました。私はお願いしたわけです。何とかもう一度ですね、中に入っておられる皆さんの気持ちをくんでですね、もう一度お魚らんどをどこかへ建てるなり、もっと良いのは高速道路のインターの乗り入れ口の場所を変更できませんか、その場所はここがいいと思います。これは何度も再々にわたって言ってきたけれども、町長はもう毛頭やる意思ない。9月30日出ていってもらう。裁判も辞さない。だから予算を出してください。

このお魚らんどに関しては、この海山町のときからやっております、何億円もの金を投入してきた。国の事業か何か知りませんがね、何もあんなところに乗り入れ口をつくらんでもいいですよ。本当に海山区のことを思うのであれば、相賀からも乗り入れるようにして、なおかつこれは図面を見たことない皆さんはご存じないかも知れませんが、お魚らんどのところからね、高速道路のインターに上る上り口をつけるわけです。私は当初聞いておった説明は、国道にすりつけて、国道1m上げるんだと聞いている。ここに入り口が来れば、お魚らんどもこれからますます発展するなど、こう思うておった。

だところが道路1m上げるたら、こちら側の水が出ていからから上げられないんだと。じゃなんですか、今この奥で降った水は今度は道路の上を走っておるんですか、この道路は排水溝なんですか。違います。下にちゃんと排水溝があるわけです。ですからこれは上げてても何ら問題がない。もしくは上げることで何らかの迷惑を被る企業があるのであれば、それを上げてあげればいい、事は済むわけです。

なぜならば、道瀬地域でですね、2mから3mも嵩上げて地域の住民の皆さんに協力していただいて、ちゃんと乗り入れ口つくっておるわけです。どうしても国交省が言うことを聞かない。そのようにおっしゃるのであればですね、いや国交省は町の強い要望があれば変

えますよ。僕が交渉したときはそういうことでした。

それで前回の説明会では、住民の皆さんの合意を得てこういうふうになったんですけど、こうおっしゃる。違います。1回目の説明会では道路こうやってやるんだということで、しかし、その後、住民が誰も知らないうちに道路の上をまたいで、こうループ状になったわけです。それが2回目の説明会、それは僕は知ったものやから、僕も説明会に参加したんです。

じゃこうできることによって、非常に家の前に塀ができてしまう。迷惑を被る人がたくさんおるわけです。その方々は初めて説明会で聞くんです。一体どこで住民の合意を得たと言えるんでしょうかね。僕はそのときに、皆さんここで異議申し立てせんかったら、このまま皆さんが認めたことになってしまいますよと、こう説明した。

だからもう少しね北に延ばして、民家のないところあるやないですか。何と言いましょか、ささゆり団地ですか、そこに入って行く道、いわゆる昔のパチンコ海山か何かあったところですか。そこに橋が架かっておる。そこまで延ばしていけばですね、どこにも迷惑かけんのです。なぜそのようにやってくださいと強く県に、国に要望しないのか。これ何遍もこれは申し上げてきた。意図的にあそこにつくらざるを得んような図面なんですね。

もう一度言います。いちばんいいのは上り口をもう少し先に延ばすことですね。そうすることで、あの辺の土地が、海山区の土地が有効に利用されていく。そしてその横にお魚らんどがあることによって、地元の物産が販売できるようになるんです。

2つ目、もしそれが不可能であるならば、お魚らんどをどこかに建てればいいやないですか。建て替えの費用は国交省が出します。ただ、あれは借地でありますから、町が土地を用意せねばならん。今あの面積はザッと見ても1,000坪ないんじゃないかと僕は思うわけです。他所の業者さんに4,000坪も、4,000㎡も5,000㎡も貸す、そんな土地があるやないですか。あの敷地内の用地買収の価格ご存じですか、高速道路の海山インターのできるところの、ものすごく安い。であるならば、そこで町が土地を確保して、海山の物産をこれから販売、する場所をですね、土地だけ確保すればできるんでしょう。なぜその手法をとってくれないんですかと、こう言っているん。

それでなおかつ、町がですね率先して引っ張ってきたこの業者の皆さん、こちらの都合で出ていけ、それはないんです。この方々は補償金をくれという話やない。どうか事業を続けさせてくださいと言っているんです。なぜそれをわかっていただけないのか、僕は情けない。

そしてもう1つ、最後にですね、こんなに地元の住民を苦しめるような、そしてその説明も町民にできない。また町民代表の議員にもできないというような予算をですね、中身も知

らないのに、何でこの予算我々が認めることができるんですか。また同じ轍を踏まれるおつもりですか。最高裁で何て言われたか。町側の配慮が足りない。地元の企業の育成にですね、もっと真剣に膝を突き合わせてやるべきであったと、最高裁で言われたじゃないですか。僕もあのときおりましたがね。

だから、住民の皆さんね、こんなとんでもないことやったらね、これで裁判になるんですよ。何十年かかるかわからん。他所の人相手にしておるんじゃない。地元の町が引っ張ってきてそこに入れた、その人を苦しめる。議員にも説明できんようなものね、こんなものは可決できるわけじゃないじゃないですか。

もう一度言いますよ。道路をですね延ばす話をしたんですか、国交省に。もう1つは建て替えの土地を探そうしたんですか、その点をお尋ねいたします。この問題一番最後にいいので、お猿さんの話と環境の話からやってくれますか。

**議長**

中村産業振興課長。

**中村高則産業振興課長**

お答えいたします。お猿の話なんですけども、ちょっと猟友会との確認してない状況でございますので、今後もう一度確認しまして検討させていただきます。よろしく申し上げます。

**議長**

倉崎環境管理課長。

**倉崎全生環境管理課長**

お答えをいたします。修繕料でございますが、4,389万1,000円の予算を計上お願いをしております。この内訳といたしましては、長島・海山リサイクルについてはですね、その修繕料が4,254万1,000円でございます。あと残りにつきましては、その右横に説明があるんですが、環境衛生センターの17万円と、不燃物処理場の70万円の合わせて4,389万1,000円でございます。

リサイクルセンターの4,254万1,000円の内訳でございますが、海山リサイクルセンター、これはダイオキシン対策で今までやってきたものと、今回やらさせていただくものでございまして2,000万円強と、それから臭気対策ということで460万円程度、それから長島リサイクルセンターの二次破碎機等ですね、それらの修繕で1,700万円程度で、合わせて4,254万1,000円でございます。

それとですね、ろ布にかかるのについては1,000万円弱と聞いております。

それから職員手当の 790万円でございますが、これについては議員さん、さきほど指摘のあったように、海山リサイクルセンターがですね休止をしております、長島リサイクルセンターでその処理を行っております。それについて平日は3時間から4時間の残業しております。3月からですね7月にかけては、月曜日から金曜日の5日間の稼働をしております、土曜日はメンテナンス、それから日曜日は休んでおりました。

ところがですね、6月のそのピットの量、ごみの量を見たんですが、27t ぐらいのごみの量でしたが、7月に入ってですね。急に増えてまいりまして、7月末のですねごみの量がピットで 180t ぐらいのごみになってまいりました。そこでですね、8月に入って急きょ体制を整えまして、月曜日から土曜日の6日間でそのごみの処理をしたいと考えまして、6日間の処理をしています。あと日曜日はメンテナンスをしているような状況でございます。

5人体制でやっておるんですが、8月からですね11月ぐらいの予算 400何万程度見ておるんですけども、これについてはですね極力職員の残業を減らすような方向でですね、ごみのピットのごみの量を見ながらですね、なるべく残業をしないように考えてやっていきたいと考えております。以上です。

## 議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

篤布議員の質疑にお答えします。

本日の行政報告については、今、二人の議員に申し上げたような事情がありまして、申し上げていません。

しかし、これは確定的な事実を報告するという私の考え方がありまして、どっちつかずで、まだ結論も出にくい状況で報告するということは、果たしていいのかどうか。その辺のところもありまして、行政報告を取り止めたところです。

しかし、前者議員の要望もあってですね、これはもうあるがままに報告をすることには、やぶさかではありません。

それから、お魚らんのことの高速道路に絡んだ移転については、これまで店子さんという話をしてまいりましたけれども、国交省の計画路線は動きにくいと、動かすにくいという状況を受けております。その結果、どのような展開になるか、あそこを全部国交省が買って、それで3人の方々に移転補償を出して、それであそこへインターを持っていくという考え方が最初にあったわけなんです、いろいろ考え方の違いがあって現在に至っております。

す。

そんな中で、町としてもどのような42号の、高速道路が来ることによってね。どんな道の動き、それから人の動き、どうもわからないうちに相当額のお金を投入することの危険性、それは今まで入ってきてくれた業者さんには感謝はしておりますけれども、このような事情をご理解いただいて、皆様にはしかるべき国の移転補償をいただいて、別なところで頑張ってもらいたいと、そのように願ってきたところです。町としては、その方々に移転補償等に類する補償は出しにくいというような状況でございます。

以上です。

**議長**

1 番 東篤布君。

**1 番 東篤布議員**

議長、議事進行、僕は補償のこと言うておらへん。乗り入れ口を変えることを国交省に交渉したのかということ。それに対して町長は間違った答弁をしておる。交渉しておるか、しておらんかです。しておったら今のような答えがない。

**議長**

町長、国交省に話をしたことということと。

また、あと、東議員にはですね、さきほど言われた反対とか賛成とかいうのは、討論の場がございますので、そのところだけ配慮していただいて、質疑という形で収めていただきたいと、そのようにお願いします。

奥山町長。

**奥山始郎町長**

あそこに議員が言ったように道路を上げてということは、地元の反対にあってああいうふうになったという事実を情報を得ておりますんで、私としては正式に国交省に上り口等を変更していただきたいと、お願いはいたしておりません。

**議長**

1 番 東篤布君。

**1 番 東篤布議員**

2 回目、お猿さんの話やけどな。猟友会に聞かなわからんというのやなしに、そうやってして事業を出す以上はね、あとのことまで気をつけてくださいよと僕は以前にお願いしたんですから、やってなかったということですね。じゃ再度お願いしておきますけどもね。進化

論の話やないけども、我々の先輩、ご先祖様になるわけやな。進化論でいけば我々一番末子なんや。わしらの前の生き物ですよ、猿というのは。僕ら昔から親父もおじいちゃんも山で仕事しておったもんですから、呼び捨てにしたらあかんなんてね、それぐらい尊んでおったもんです。

たとえどういった生き物にしてもね、命あるものですからね、それを人間の身勝手に生活の場を奪ってしまって、我々に迷惑をかけるからといって命を奪うわけでしょう。それぐらいの配慮はしていただきたいなと思います。

それで環境の問題ですけれども、僕はさきほど町長にお尋ねしたかったのは、これだけのわずかの人件費でね、1つのプラントで紀北町のごみが処分できるのであれば、町民の皆さんご存じかどうか知りませんが、非常に高濃度のダイオキシンが出ております。報告もされないまま運転されておって、それが発覚して今問題になっておりますけれども、これもこれだけの整備費、これ以外にもかかっておるわけで、それだけの整備費をかけても万全かということそうでもないわけです。

じゃ、それだけの予算を投入すれば、今後も安全なのかというと、それもまた不確かだという報告を受けてます。であるならば、合併する前からもお願いしておるように、合併前の環境課長の報告とです、両町のごみをどちらか1つのプラントで処分しようとするならば、今のごみの量でいくなればですよ。今のごみの量でいくなれば、土・日を休んだとしても毎日月曜日から金曜日まで、大体残業が3時間から5時間していかなければならんであろう。片方で残業手当の増加にはなるでしょうけれども、私は総括的には人件費の削減、消耗品の削減になると、このように思うわけです。

ですから、私は綿密なる計算をされて、やってみやんとわからんとはね、高速道路が来てみやんと人の動きも車の動きも予想ができんもんで、先、手を出せん。一緒です、それと。こんだけ莫大な何10億円もの予算を投入して処分場つくっておいてです、それが多度町の爆発を機にです、処分費を3倍も上がったきたわけでしょう。なお自分とこの町でダイオキシンを出してです、それを町民に伏せておるような状態。

ですから、今出てるごみの量、あと何パーセント分別すれば1つのプラントでいくなると、これは課長がちゃんと計算しておるはず。人件費もこれだけで済む。そのときにわからなかったのか、思いも寄らぬ修繕費がわからなかっただけです。固定費と出てくる修繕費はわかってました。であるならば、残業したほうがプラスであるなという答えは明白な答えは出ていました。

ですから、2つを1にしよう。そのためには町民の皆様をお願いして、ごみの分別をね、徹底をして、ごみの減量に協力してもらおう。このように打ち出せば私は町民の皆さんの協力得られるんじゃないかと思います。その点もう一度お答え願いたいと思います。

それともう1つ、お魚らんどですけどもね。お魚らんど、これはごみの話ですよ。お魚らんどですけども、国交省の決めた路線はまず変らんと言いますが、変わりますよ。いくらでも、本線ですら500m前後なら動くんです。なおかつ取り付け道路なんていうものは、これは地元の協力なくしてできんわけです。県費も投入されるわけです。長島のインターなんて何遍図面描き替えたかわかりませんよ。県の都合ですけどもね。住民の都合ではありませんでしたけれども、これは最終決定ですと言うてから何遍変わったかわからん。僕はいつもそこで立ち会っておったからよく知っておるんですが、その点を申しておきます。

町長が本腰入れて交渉すれば、100%変わります。現に国交省がそう言っておるんですわ。もう一度はっきり申しておきますけれども、いいですか。住民の皆さんの反対でああなったんだと町長はおっしゃいますけどもね、たった3業者じゃないですか、反対したのは。多数決でいくんなら今のような方法、反対しておる人のほうが多いんですよ。なぜ一部の少数派の意見を鵜呑みにしてですね、住民の総意と判断されるんですか。今のような形状に反対しておる町民のほうが多いんです。喜んでおるのは一部の人だけで、そんな間違っただけを言うてもうたら困るわ。知らんのなら知らんでいい。建設課長ならご存じじゃないですか。どのような現状なのか。あそこに何世帯あって、何人の人がおって、どれだけの人が反対しておるか。

それで非公開と言いますけどもね。秘密議会というものあるんですからね。それをやらずしてですね、めくら判に判押せというのと一緒ですよ、この予算出せという。これはあとで反対討論でやりますけど、もう一度お尋ねします。国交省に交渉する気はあるのか、ないのか。RDFの問題についてももうよろしいんで、これ一本に絞ってお答えください。

## 議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

ご熱心に議員が、交渉をする気があるのかないのか。あなたの潜在する力というものと、私が申し上げていく、これまで交渉を進めてきた国交省の関係者の方々の言葉を勘案する。しかし、一度国交省の担当者が変わるかどうかを、変えてくださいということですか、それを申し上げてみます。以上です。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

7番 玉津充君。

**7番 玉津充議員**

2つ質問します。1つはですね、リサイクルセンターの今の残業費の件なんですけど、確かにリサイクルセンター2つあるところを、今1つでしておるといのはよくわかるんですけど、それで稼働時間も伸びるであろうというのもよくわかります。ただ、海山のほうは今止まっておるもので、そののですねオペレーターをどうしておるのか。例えば長島のほうに勤務させてですね、交替勤務をすれば、この辺は処理できるんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょうかということが、1つ。

それからですね、30ページ、商工費のですね、商工総務費、補正額の額ですね4,400万円、補正額がですね1,479万円の補正が出ております。これ当初に対してですね、補正が非常に大きいので、何か大きな変更があったのかどうか、そのことをお尋ねします。

**議長**

倉崎環境管理課長。

**倉崎全生環境管理課長**

玉津議員のですね質問ですが、この8月からですね、5人体制で土曜日も出てですね、祝日も出るというふうに検討もいたしました。海山リサイクルは6名から、長島は5名でございまして、2班体制、1回にですね5人の体制おこななくてはならないものですから、2班体制でですね考えたんですけども、8時半からですね5時までと、それからあとの1班は12時から8時まで残業させるというのですね、その交代するときにですね、遅番になった人はまた次の日は朝から出てこんならんとというような、こうちょっとあれが出てきまして、健康上ですね、遅うまで働いて朝早う出てというのはですね、ちょっと健康にあまり良くないんじゃないかということからですね、今のような休日を土曜日に勤務を稼働するような体制をとらせていただきました。

**議長**

中村産業振興課長。

**中村高則産業振興課長**

議員のご質問にお答えいたします。

4月1日の人事異動による増減ということで、増ということでございます。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

リサイクルセンターのほうなんですけども、土・日は休んでおるんでしょう。今、交代でと早番と遅番の関係で勤務が辛いということをおっしゃられたんですけど、通常の5日間勤務です。交代をして、土・日休めば、そして週間交代にすればですね、何も問題ないんじゃないですか。普通の企業だとそういうことは常にやっておるはずなんですけど、もう少し検討すればやれるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

8月からですね、月曜日から土曜日まで8時半からですね夜の8時、9時までやっております。あと休みはですね、日曜日にメンテをしてもらっておってですね、その交代というてもですね、連続してずっと行かんらんで、そこら辺のとこちょっとよく理解はできないんですけども、二交代という意味でしょうか。

議長

玉津議員の質問、再度どうぞ。

7番 玉津充議員

完全交代しなくとも、例えば4時間時差にしてもですね、そういう体制は組めるんじゃないかと思うんですが、私、現場のね実情知らん人間が言っておるんで、通常そう考えるだけで、また考えてみてください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

玉津議員にお答えしますけれども、実情はですね、担当課のほうでよく人員の配置を検討してやってきたんですが、もうすでに半年になります。報告では職員が疲労の色が濃いということになっています。

しかしながら、ご指摘を受けたところでですね、よく検討をいたしまして、対応してまいりたいと思います。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

リサイクルセンターのほうはそういうことで、オペレーター長島のほう5名、海山のほう6名と聞いておりますので、今まで5名でやっておったのを倍の量処理するのにですね、11人の人数ですから、考えればやれなくはないと思いますので、その辺再検討お願いしたいと思います。

それから商工費の件なんですけど、これは人事異動でということだったんですけど、人数が増えたんでしょうか、それとも給料のどんと高い人が入ってきて、そういうふうになったんでしょうか。その辺の異動の実態を教えてください。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

申し訳ありません。4月1日、2名の増ということでございます。

議長

ほかに質疑される方ございませんか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

15番、26ページの5目の農地費の関係では、一般土地改良事業費の増ということで、赤羽トンネルの電気代とか、井戸の掘削ということでございましたが、井戸の掘削についてはこれは新規のやつなんですか。何箇所なんでしょうか。その点1点と。

その下の農業振興対策事業補助金、これについてはどういう事業なんでしょうか。ちょっと具体的にわかったら教えてください。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

ご質問にお答えいたします。

農業振興対策事業補助金でございますが、163万8,000円、これにつきましては助成件数が一応21件ということで、今年の被害によりまして、雨不足によりましてポンプの修繕ということで、町の補助としては35%の補助をしておりますが、今回21件、当初は52万5,000円予算計上しておりましたが、今回プラスということで163万8,000円補正させていただきま

した。

15番 中津畑正量議員

井戸の話は。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

申し訳ありません。この助成につきましては、修繕ということで新規ではありません。

議長

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

雨不足で21件の35%の補助ということですが、これについては作付けができなかった部分というの、かなりあったと聞いておるんですが、そういう実態ありましたか。この部分については補償した分ですからいいんですが、それ以外にももう作付けすでにできなかったということもあったんですか、その点1点。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

作付けできなかった地区というのですけども、海山区でも河内のほうですね。河内、細尾野地区にありました。長島区においても赤羽のほう1件ですかね、確認していないんですけど、はっきりとわからないんですけども、長島区のほうにも一応作付けを減としたところがありました。以上です。

15番 中津畑正量議員

はい、了解。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

さきほどからいろいろ論議になっているですね、18ページの11款ですか、これと25ページの塵芥、環境課長にお尋ねしますけども、こういう問題が起きてですね。バーナーを点けて灯油燃焼だけでバーナーを3基にして灯油燃焼だけでですね、700度上がったんじゃない

たですかね。

それから長島と海山と合わせてごみの量は何トンになりますかね、現在。出てる1日の量というのは。

それから疲労の色が濃いとおっしゃいましたけども、その原因は何かということ、再度明解にお聞きしたい。

それから一般訴訟費の問題についてはですね、これ弁護士誰を頼んでおりましたかな。これについてもちょっとお聞きします。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

訴訟費については弁護士の名前ですか。弁護士は西澤博先生です。これは楠井法律事務所の弁護士さんであります。

それから疲労の色が濃いと私が申し上げたのは、私のほうがそういうふうな情報を得ております。ということでありまして。半年もこれずっと続いておってですね、現場に携わる方々がかかなり体だけではなくて、神経的にも厳しいのかなと、そのように受け止めております。

以上です。

**議長**

倉崎環境管理課長。

**倉崎全生環境管理課長**

お答えいたします。灯油専焼ですね、奥村議員さん質問されたんですが、これは私間違っておったらごめんしてほしいんですが、確か540度ぐらいだと思います。あと助燃を使ってですね、最高700度ぐらいになったのではないかと記憶しております。

それから、ごみの量ですが、今年度ですね、海山ごみの量で月平均ですね、海山区においては14tから15tぐらい。それから長島区においてはですね、18tから19tぐらいのごみの量が出ているのではないかと思います。

あと疲労の原因についてですが、3月からですね、数ヵ月経ってきておまして、その疲れがですね、ちょっと出てきたのではないかと思います。

以上です。

**議長**

19番 奥村武生君。

## 19番 奥村武生議員

その疲労の問題についてですね、若干申し上げれば、その一つの勤務時間を最低2週間、あるいは4週間一緒にしてやらなければならないということは、そういう交代制勤務のことについて昔勉強したことがありますですね。名古屋大学の労働衛生学教室のほうでそのようなデータは出ているので、そやで今日は遅番、明日は早番というようなことは止めてですね、遅番なら遅番2週間とか、そういうふうにしたほうが私は労働衛生学上はいいというふうに確信を持っておりますので、一度ご検討いただきたい。

それから弁護士についてはですね、一旦訴訟になればですね、これはもう負けるわけにいかんわけですから、もう金を出してでもいい弁護士を頼んでもらわないかんと思っております。それに値するかどうかについては、私はこの場では判断を避けたいと思います。

それから五味副参事から聞いた話では、700度で行けるというふうに聞いておるんですけどもね。その辺は再度お聞きしたい。

それから長島と海山と合わせてですね、大体2万都市、全国の2万都市と全国のデータを基にしますとですね、2万都市で大体25tまで切り詰めることができるというデータが出ておるんですよ。したがって、町はですね、かけ声ばかりで分別、分別と言うのじゃなしにですね、具体的に職員がですね、地区地区に入って具体的に戸別にですね指導して減らす必要があるんじゃないかと思うんですよ。あなたたちは机の上ですね、いろんな計算をしてですね、住民の中に入ってこういう緊急の事態になっているのにですね、本当にその分別に協力してほしいというふうな行動をですね、起こすべきなんです。

それで全国で出ているですね、2万都市だったら25tまで落とせるわけですから、その努力をあなたたちはするべきですよ。と思いますが、どうですかね。

それからさきほどの疲労に戻りますけども、特にその海山区のあそこでされた人についてはですね、予想、前も言いましたけども、現在のダイオキシンの元というのですね、これは塩素系のダイオキシンだけなんですよ。今、国が危険だと言われておるのはですね。ところが去年の7月に摂南大学の環境グループがですね、新たに臭素系のダイオキシンが出ておるというのですよ。臭素系のダイオキシンというのですね、プラスチックを燃やせば出るという、また新たなダイオキシンなんですよ。

だから相当の量を、あの辺の住民の皆さんとかですね、特に従業員の皆さんが懸念されるわけですよ。だからその点からもですね、健康管理についてはこれは十分フォローをしいただかないと、行政として非常に恥ずかしい事態になりかねないし、私はこの人たちはですね、

1日そういうダイオキシンを吸って仕事をしておるわけですから、これ私は1日6時間でもいいんじゃないかと思ってます。1日6時間で、あとの2時間は役場へ行ってですね、そういう一番立ち遅れているそのダイオキシンの問題を研究するなりですね、そういうことの事務職でもですね仕事をしてもらって、懸念される健康を守るためにですね、一度検討していただきたいと思います。そういうふうな総合的にですね、このリサイクルセンターのことを判断をしてですね、今後の指針にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか、町長。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ダイオキシンのつきましても、議員の情報は大変詳しいと思います。しかしながら、我々が今対応しているリサイクルの中でですね、ダイオキシンの種類はどうのこうのということまでいくのではなくて、まずこのダイオキシンの自主の、数値ですね。自分で確立した、設定した数値を下回るように努力をすることが大事であってですね、しかる後にあなたのご指摘になった日本のトップレベルの環境の問題について、総合的に考えていく、検討していく、しかもあなたがおっしゃった人口2万人のレベルの町で、ごみの1日の排出量は25tでいけるといえるのは、大変立派な分別であり、ごみの減量化に成功している例だと思います。

その数値もきちんと覚えてですね、環境行政についてよりいい行政ができるように、今後とも考えてまいりたいと、そう思います。

---

議長

ここで暫時休憩いたします。

4時10分から再開いたします。

(午後 3時 53分)

---

議長

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4時 10分)

---

**議長**

それでは引き続き、議会費から商工費まで、質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

質疑なしと認めます。

これで議会費から商工費までの質問を終わります。

次に、30ページの土木費から46ページの給料費明細書までの質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

16番 東澄代君。

**16番 東澄代議員**

32ページなんですが1点だけお聞きします。都市計画総務費の事業委託料の249万5,000円の内容説明をお願いします。

**議長**

山本建設課長。

**山本善久建設課長**

お答えいたします。この委託料につきましてはですね、都市計画基礎調査にかかるものでございまして、この調査につきましては、法的にですね、具体的に申しますと、都市計画法6条の規定によりまして、都市計画に関する基礎調査を行うものでございます。内容につきましては人口規模、また産業就業別人口、さらに市街地の面積、土地の利用、交通量等につきまして、都市計画区域設定がなされる地域において、おおむね5年ごとに行うということになっておりまして、実際の作業は法的には県が行うものでございますけれども、県からですね、市町村についてその資料提供を求めることができるという法律の定めもございまして、県からその要請が行うものでございます。

ちなみにですね、紀伊長島区におきましては東長島地域、また西長島地域、三野瀬地域が都市計画区域に設定されておりまして、過去にですね、平成6年ないし7年の2ヵ年です

ね調査を行っておりまして、その後10年以上経過しておりますので、状況変化等を確認するために行うものでございます。

**16番 東澄代議員**

了解。

**議長**

ほかにごいませんか。

12番 平野隆久君。

**12番 平野隆久議員**

3点ほどお伺いいたします。

まず、最初33ページの8款の消防費の3目の消防施設費の消火栓新設工事負担金ということで40万円、これは水道のほうでも出ておるんですけども、消火栓の個数1基だと思っておりますけども、この1基はどこへ付けるのかについて、場所はどこなのかということと。

2点目、5目災害対策費の自主防災組織対策事業費の増ということで210万円、さきほどの説明ではリヤカー等の備品購入費ということでしたんですけども、リヤカー等何台、どこへ購入するのかということをお伺いします。

3点目、41ページ、総括の中で職員手当が864万6,000円増えているんですけども、この点についてはさきほどの答弁のなかでRDFの職員の手当と、台風4号による増ですということで説明受けたんですけども、このRDFに最初790万円あれも出ておるんですけども、この時点でRDFのためにどれぐらい、台風4号のためにどのぐらいという内訳を説明お願いいたします。以上です。

**議長**

中原危機管理課長。

**中原幹夫危機管理課長**

平野議員のご質問にお答えいたします。

40万円の消火栓の1基でございますが、これは真谷線の道瀬地区、真谷線に1カ所付けます。

それから210万円の自主防災のほうの対策事業費の210万円の中のリヤカーなんですけども、リヤカーにつきましては25台を購入予定でございます。海岸地域ですね、リヤカーの配付していない地域から優先的に配付していく計画であります。地区はまだ限定しておりません。以上です。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

41ページですね、時間外勤務手当でございしますが、986万3,000円でございします。このうちRDFですねダイオキシンのかかる分は、さきほど皆様に協議をしていただきました、790万円でございます。あとは災害だと思ひます。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

台風ですね、時間外の額ですが、329万6,000円が台風4号の出動の手当でございします。以上です。

議長

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

まず、最初に33ページのその自主防災対策事業費の増なんですけども、今さきほど25台入ると、今装備されてない地区に優先して入れていくということでしたんですけども、この25台が入った時点で、入っている地区はどれだけ、あと入ってないのはどれだけ残るということを数字を教へていただきたい。

あと、41ページのその864万6,000円なんですけども、これさきほどの説明で、この金額に関してもRDFと台風4号によるものですよということだったんですけども、今さきほど各課長の説明ではRDFが790万円、台風4号では329万円、これは合計すると超えていきますよね。ちょっと理解しがたいんですけども、その点について説明をもう一度お願いします。

議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

41ページの864万円の職員手当等のことについてお答えさせていただきます。

この職員手当の内訳がですね、この下の欄の職員手当の内訳になっております。さきほどご質問のですね、リサイクルセンターの件につきましては864万6,000円のうち、時間外が790万円が入ってございします。

それから一方、台風4号の災害用の件でございしますが、それにつきましては時間外が206

万円が入ってございます。この2つが時間外として計上してございます。

それから一方、下の職員手当の内訳の右から4つめのところに、管理職特別勤務手当というのがございます。これの中に123万6,000円でございますが、これが台風4号の災害用の管理職特別勤務手当ということでございます。

**議長**

中原危機管理課長。

**中原幹夫危機管理課長**

リヤカーの関係なんですけど、地区はですね全部で46地区ございまして、入っている箇所なんですけど、箇所が24カ所でございます。1カ所で8カ所入っておる大きな地区もございまして、入っておる台数は24台でございます。

以上です。

**議長**

川合総務課長。

**川合誠一総務課長**

さきほどの件でございますが、もう一度ご説明させていただきますと、864万6,000円の金額と、それからさきほど申し上げましたリサイクル、それから台風4号の件と数字が合わないということでございますが、職員手当の中にはですね、時間外以外にいろいろと入っております。

それから人事異動に伴うですね、会計間の移動もございまして。そういうことでこの職員手当等につきましては、数字が合わない場合もございまして、時間外でお話を申し上げますと、よろしいでしょうか。

**議長**

平野議員に申し上げます。

この時間外勤務手当の986万3,000円が内訳ということでしょう、結局は。台風とRDFで、どういう振り分けなんかということでしょう。

**12番 平野隆久議員**

そうです、そうです。

**議長**

川合総務課長。

**川合誠一総務課長**

失礼いたしました。それではきちんと申し上げます。

時間外勤務手当 986万 3,000円の内訳でございますが、このうちリサイクルセンターにかかるものが 790万円でございます。それから台風4号災害用の時間外手当が 206万円でございます。それからあとの差額、一般会計のなかで7万 9,000円のこれは減でございますが、この分につきましては会計間の人事異動に伴うものでございます。

合わせまして 986万 3,000円という内訳になってございます。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

失礼します。リヤカーのもう一度詳細を申し上げます。

全地区46カ所ありまして、現在14地区におきまして24台入っております。

以上でございます。

議長

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

まず、その33ページのほうのリヤカーの件ですけれども、僕の聞きたいのは、今その自主防災倉庫ですね。何箇所あって、その何箇所のところに今現在リヤカーが何台入っているのか。それでプラス今回25台を入れることによって、自主防災組織の倉庫に入っている地区は何地区になって、入っていない地区はどれぐらい残っているんですかということを知りたいんです。よろしいですか。

それと、あと41ページのほうなんですけれども、僕ちょっと聞き間違ったかわからんですけども、給与費の 864万 6,000円、総括のところのね 864万 6,000円のとこの説明のときに、この費用はRDFと台風4号の内訳ですよと説明があった、違ったですかね、そのとこ僕勘違いしていたのかな。そしたら時間外手当の 986万 3,000円のところはRDFと台風4号との時間外勤務ですよということでは言われたと思うんです。

それで今、僕ちょっとわからん。790万円がRDFで、206万円が台風4号ということではよろしいんです。マイナスで、この足し算では 986万 3,000円を超えておるんやけども、あとの分はその分は引かれておるということで理解したらよろしいのですか。すみません。ちょっとそのとこだけ説明をお願いします。

議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

誠に申し訳ございません。ちょっと私言い間違いました。もう一度申し上げますと、リサイクルセンターが790万円でございます。それから台風4号に伴う災害用の時間外が206万円でございます。それから残りの金額でございますが、私7万9,000円の減と申し上げたということでございますけども、9万7,000円でございます。△の9万7,000円、これが各会計間の人事異動に伴うものでございます。失礼いたしました。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

倉庫の件数でございますが、42庫でございます。それからその倉庫に入っている箇所なんです、それは10カ所でございます。以上です。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで土木費から給料明細書までの質疑を終わります。

次に、日程第8 議案第66号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、日程第9 議案第67号 平成19年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、日程第10 議案第68号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑なさる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 議長

これで質疑を終わります。

次に日程第11 議案第69号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、日程第12 議案第70号 平成19年度紀北町水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に日程第13 議案第71号 国災1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事（分割14号）請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を許します。

3番 近澤チヅル君。

#### 3番 近澤チヅル議員

議案第71号質疑をいたします。

さきほども疑惑があったとかと言って、同じ日に入札が指名競争入札で行われたわけなんですけども、8月30日に入札したときですね。基本的なところからお伺いします。指名業者はA、Bランクの23社なんですけど、それは何日に決められたかということと。

そして予定価格は公表されておりますけれども、今回は設計価格が予定価格になったという説明ですが、それは誰がお決めになるのか、どのような基準で決めるのか。

同時に最低制限価格もどのように決められるのか、お尋ねいたします。

**議長**

山本建設課長。

**山本善久建設課長**

お答えいたします。まずですね、業者の決定でございますけれども、入札指名審査会の開催はですね、19年の8月8日でございます。

それからですね、入札指名通知の発送が8月13日ございまして、入札執行は8月30日でございます。

それと予定価格でございますけれども、これは町長が定めるということになっております。以上です。

**3番 近澤チヅル議員**

最低制限価格についてもお尋ねしたいですが。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

最低制限価格につきましても、私が設定いたします。

**議長**

3番 近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

町長がお決めになるということなのですが、どのような基準で予定価格の何パーセントとか、そういう基準があるのだと思うんですが、今回の落札率も74.76%ということで、一般にはもう75%を切ると、適切な工事ができないんじゃないかという、ぎりぎりの線の今回の入札だと思うんですが、そして最低制限価格が請負価格になっておりますので、これは公開されていると思うんですが、その点についてお尋ねいたします。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

時代も変わりまして、この制限価格につきましては、いろいろ論議がされておりますけれ

ども、本町といたしましては、三重県の制度を参考にいたしまして設定をいたしております。  
ですから、品物の品質については、そのことにも十分配慮しながら品格法もくみした考え  
方で対応しております。以上です。

**議長**

3番 近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

私がお聞きしたのはですね。県の言うとおりに、県と同じ方向で決めているけれども、そ  
れが具体的に予定価格の何パーセントとか、県のその規定自体、最低制限価格を決める規定  
をお尋ねしたんですけれども。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

もしご納得いかなかったら、詳しい担当課長に答えていただきますけれども、諸般の経費、  
現場のあれ一般経費やったかな。現場の管理費、それから一般の予定価格、つまり設計価格  
に対しての割合が決まっております。それで詳しく説明いたします。

**議長**

山本建設課長。

**山本善久建設課長**

お答えいたします。最低制限価格につきましては、地方自治法、または町の会計規則でで  
すね、5分の4から3分の2の範囲で設定することになっておりますけれども、さきほど町  
長が言われましたように、品質の確保だとか、労働災害の防止、また元請、下請の正常な関  
係維持、そのような観点からですね、県におきまして採用いたしております最低制限価格の  
運用基準を町におきましても定めております。

これにつきましては、いくつかの工事の内容によって積算の方法が変わってきますが、今  
回の白倉1号線につきましてはですね、土木工事ということでございますので、まず工事に  
対する直接経費というのがございます。それにですね、加えるものとして、いくつ  
かの諸経費というものがございます。まずその中で共通仮設費だとかですね、また現場管理  
費、一般管理費、この大きく分けて3つの経費があるわけでございますけれども、それらの経  
費にですね、ある一定の率を掛けまして、それに基づいて算出されたものを最低制限価格と  
いうことに定めております。

具体的に言いますとですね、共通仮設費に関しましてはその60%、また現場管理費につきましてはその30%、一般管理費につきましてはその10%を直接工事費に加えまして、それに消費税を加えたものが最低制限価格ということに定められております。

この算式については公表はしております。

議長

算式を公表しておると。

3番 近澤チヅル議員

議事進行みたいに答弁漏れだと私は1回は理解しておるんですけども。

議長

そうですか、3回ということで一応終了ということによろしく、あと委員会のほうでまた皆さんにですね、機会があればそちらでお願いしたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで質疑を終了いたします。

次に日程第14 認定第72号 海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで質疑を終わります。

次に、日程第15 認定第1号 平成18年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑については、まず歳入の質疑を行い、歳出については39ページの議会費から、85ページの商工費までと、85ページの土木費から121ページの財産に関する調書までの3分割で行います。なお、このことにつきましては、決算特別委員会でも十分審査をされることとなるかと思えます。

それではまず、11ページから37ページまでの歳入についての質疑を許します。

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

ちょっと目につくんですが、歳入の20ページの住宅使用料の未収が1,900万円、あるいはこれ今まであんまり気づかなんだんですが、30ページの土地貸付収入142万5,000円の未収がある。住宅使用料は以前からね滞納があるのは承知しておりますが、土地を、町有地を借りてお支払いにならないというのは、どういうことですか。142万円も未払いがある。一体、相手はどういうところですか。町有地は貸してないと思うけども、通常は。

桁が違うか、1,425円か、未収があるというのはどういうことですか。

**議長**

太田財政課長。

**太田哲生財政課長**

お答えいたします。この30ページの1,425円の未収額につきましては、海山区の長浜の前の用地でございます。これは6月に入っております。以上でございます。

**議長**

ほかにございませんか。

20番 東清剛君。

**20番 東清剛議員**

今のちょっと関連ですけども、あと地上権山とかありますけども、そのん辺のことは皆お済みでしょうか。これはまた質問でお伺いします。

それともう一つ、これちょっとこの決算書見てね、20ページなんですけども、国庫支出金の中の社会福祉費負担金8,600万円が予算額でして、調定額、収入額が1億2,600万円ですね。これ差額が大きいんですよ。予算額との、違いますか。社会福祉費負担金ですね。この金額は3,900万円ぐらい違うと思うんですよ。この違いは決算時まで放置してあったのかということと、適切にね、その時期に補正なりで処理はされなかったか。ほかにもあるんですけども、とりあえず目につくところでお答えをお願いいたします。

**議長**

塩崎福祉保健課長。

**塩崎剛尚福祉保健課長**

はじめちょっとお断りをします。すみませんでした。

19年度ですね、補正予算で上げさせてもらったんですけども、国への償還金で4,100万円ほど上げさせてもらったんですけども、今回、収入としまして18年度で3,700万円ばかり多いんですけども、これにつきましてはうちのほうちょっと計算を誤りましてですね、半年

分の請求でよいのを誤って1年分の請求をしてしまったわけなんですわ。それで3,700万円ほどですね、余分に国のほうに請求しまして、県のほうもちょっと気がつかなかったみたいな感じで、あとからその年度内に償還するってことができなかったもんですから、一応収入として入れて、翌年度で返すということで今年19年度で償還させてもらうものでございます。

議長

20番 東清剛君。

20番 東清剛議員

その処理はですねもう、ですから18年度は無理だったということですね。ですからそれを繰り越して今年度で返還する。そういう処置の仕方ができるわけですかね。そうですか。じゃわかりました。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出について、39ページの議会費から、85ページの商工費までの質疑を許します。

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

48ページですが、一般訴訟費、当初予算額255万某に対して4割強、5割近く、半分近くが不用額で落ちているわけですね。これは敗訴したんで成功報酬を払わないというような契約だったのか。弁護士との契約内容をちょっと聞かせてください。これだけ不用額で落ちるとことは弁護士側がご遠慮なさったのか、見込みより。成功報酬は払わなくて良かったのかですね。普通勝訴すると成功報酬あると思いますが、ちょっと契約内容聞かせてください。弁護士との。町と代理人との契約はどうなっていたのか。

そして不用額でこの半分近くが不用額で落ちているというのは、契約の内容によってくるんだろうと思うんで、これはもうね係争中なんて言わんといてくださいよ。終わっておるんやから。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

平成18年度に支出しました一般訴訟費につきましては、裁判にかかる諸経費のみでございまして、弁護士との契約内容につきましては、現在手持ちしておりません。すぐ調べますので、少し時間をいただきたいと思います。

**議長**

ちょっとあとということですね。現行ではわからないと。

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

ちょっとこの18年度の場合は、これ打ち合わせが予定よりも少なかったのか、なぜこれだけの不用額が出たのかね、契約内容はまた後ほど報告していただくとして、なぜこれだけの多額の、多額って半分近いわけや。その理由をお聞かせいただきたいと思います。

**議長**

課長、ですから報償費とですね、18年度のことです。要するに需用費、旅費ですか。その減った理由を述べていただければ。

村島水道課長。

**村島成幸水道課長**

それでは昨年ですね予算要求した回数と、それから実績について報告させていただきます。例えば報償費につきましては、弁護士の日当なんですけれども、これらにつきましても20回程度行われる予定の予算要求をさせていただいておりますが、実績として延べにしまして12回の支出となっております。

また、旅費につきましても東京のほうへの出張旅費とかですね、打ち合わせについて、予算化をさせていただきましたんですけれども、それらについては3分の1程度しか支出をしていないということで、その旅費が不要であったということでございます。

したがって、予算要求内容と支出につきましては、それまでの打ち合わせ回数、あるいは出張回数等がですね、少なかったということでございます。

**議長**

ほかにございませんか。

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

議事進行、あのね議長、この進め方によってね、質問も個々の意見はね、議員は皆それ得意分野というのがあって皆やるんですよ、その中で。だから答弁はあくまでも私らもわか

らないところでよくわかっている人の質問を聞きながら勉強もできる。それを質問しておる人の考えだけをとってね、答弁がわからないような答弁さしてですよ。それはやはりきちんと答えるべきは答えささなあかんと思う。

だから契約を見せてくれというのやったら、契約書出ささなあかんやないか。そうでしょう。だからさきほどの、今の答弁のなかでも東京だというと、東京は18年度じゃないでしょう。17年度じゃないの、予算。だから質問にあってはね、全議員に答える。またテレビでやってるんだから町民に答えておることなんでしょう、この議会の答弁は。だから曖昧な答弁させたら駄目だと言っておるんですよ。

一議員が言うて、一議員に答えるべきもんじゃないということ、議会は。それを認識していただきたい。

#### 議長

それは十分に認識しておりまして、今決算ですので、その旅費を報酬費のですね、不用額のことについての説明をいただきました。

それと契約のことにつきましては、またのちほどということですね、私はそのように解釈してそのように処理をさせていただきます。またきちっと調べていただいて。

ですから、ご理解いただきたいのは、この決算のこの不用額ということがですね、ここに数字が出ておりますので、そのことについてここでの質疑と受け止めさせていただきたいと、そのようにご理解をお願いいたします。

はい、私の考えがそういうふうにさせていただきたいと思いますので。議会の、私本日の運営の仕方をそのようにさせていただきたいと。

#### 11番 入江康仁議員

あんたの考えじゃない。契約書を出してくれ、見せてくれと、契約書はどんな内容になっておるんだということだったら、それは探さなあかんもんだというの、契約書というのはすぐにあるでしょう。そういうことはすぐに答弁されてもいいんじゃないのということ。

#### 議長

十分わかりますが、これは決算のですね不用額のところで北村議員が質疑されたと思いますので、私もそのように対応させていただきましたので、どうかその辺ご理解をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それではほかにございませんか。

20番 東清剛君。

20番 東清剛議員

一般管理費ですけれども、40ページのほうの給与、職員手当、共済費、これ不用額がすごいんですね。これ人件費ですから、当然そんなに不用額が出るとは考えにくいんですけども、この辺の原因について、これ多分、いやいや 400万円、1,100万円、300万円で1,900万円ぐらいの不用額、これはね当然執行部努力されて人件費減らしておるのはよくわかりますけれども、こんなに予算額との相違があるというのは、その辺の理由をお答えいただきたいのと。

もう1つ、その前に適切にさっき言いましたけども、補正で処理ができなかったのかという事ですよね。

議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

はい、お答えいたします。

40ページの給料、それから職員手当と共済費のご質問だと思います。まず給料でございますが、471万4,617円の不用額が出ております。これは現在ですね2名の休職者がございます。それで2名の休職者につきましては、現在途中で、18年度の途中からですね、無給ということになっております。その関係でですね、ただ無給といいましても、休職をですな体の調子が良くなればいつ出てくるかわからないというところがありますので、一応予算はそのまま置かせていただいたということでございます。

それから、次に職員手当等でございますが、このうち720万円ほどですね時間外勤務手当の減がございます。12月補正で時間外の補正をみていただきましたけども、それに対する対応をですね、各課連携しながらやった結果、720万円ほど不用額、時間外手当が不用額が出てまいりました。

それから共済費の311万円でございますが、これについては各ですね臨時職員、役場ですね臨時職員につきましては共済負担金をですね、ここで予算をみております。ところがですね、平成19年の今年の4月に機構改革があるということで、実は臨時職員の採用を控えてまいりました。それで一斉に今年の7月に採用した関係がございまして、その辺がですね、共済費が負担金の部分がですね、大量に余ったということでございます。

議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

答弁漏れがあったようでございます。補正でできるだけですね補正で対応するということは、そのとおりだというふうに思います。ただ今回の場合ですね、休職者の問題と、それから時間外が3月末までわからないというところがございました。

それから共済、臨時職員につきましても機構改革を見据えてですね、できるだけ採用をズラしたということもございます。そういうようなことからですね、本来はそういうことで補正があればですね、その時点で精査といいますか、見込みを立てて精算するのが基本だというふうには思っております。

議長

20番 東清剛君。

20番 東清剛議員

事情はわかりました。ただ、今年度はね、こういうことがないように、慎重に予算を組んでいただかないと、あまり多過ぎるのはいかがなものかと思えます。以上です。

---

議長

それではここで会議時間の延長を宣言いたしたいと思えます。

---

議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

よろしいですか、それではこれで議会費から、商工費までの質疑を終わります。

次に、85ページの土木費から、121ページの財産に関する調書までの質疑を許します。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで土木費から財産に関する調書までの質疑を終わります。

次に、日程第16 認定第3号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、日程第17 認定第2号 平成18年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、日程第18 認定第4号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、日程第19 認定第5号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、日程第20 認定第6号 平成18年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

### 日程第21～日程第23

議長

お諮りします。

日程第21号から第23号までの報告3件については、一括して報告を求めることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認め、そのように取り計らいをいたします。

それでは、各事件についての報告を一括して求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

それでは報告させていただきます。

報告第6号 専決処分の報告について

本件につきましては、本年5月27日、午前10時ごろ、海山不燃物処理場内におきまして、環境管理課職員が操作するホイロローダーで、相手方所有の軽トラックの反対側の荷台扉が閉じていることを確認せずに、積載していた不燃物を押し出したため、軽トラック助手席側、荷台扉を損傷させてしまいました。

その後、6月22日に、損害賠償額を7万535円として示談が成立し、同日、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、議会に報告しようとするものがあります。

報告第7号 専決処分の報告について

であります。本年6月28日、午前11時30分ごろ、紀伊長島リサイクルセンター内におきまして、臨時清掃作業員が資源ごみ収集車の荷物を計量するため計量機に向かっていたところ、前方から来たパッカー車をかわそうとして、資源ごみ収集車をバックさせた際、確認を怠り、後方に停車中の相手方乗用車の前部に接触し、損傷させてしまいました。

その後、7月18日に、損害賠償額を17万5,604円として示談が成立し、同日、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、議会に報告しようとするものであります。

#### 報告第8号 専決処分の報告について

であります。本年7月18日、午前11時05分ごろ、役場本庁前駐車場内におきまして、紀伊長島総合支所の職員が、本庁での仕事を終え、同支所に戻るため、駐車中の公用車をバックさせた際、後方確認が不十分であったため、左斜め後方に駐車していた相手方乗用車の後部に接触し、損傷させてしまいました。

その後、7月30日に、損害賠償額を13万2,357円として示談が成立し、同日、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、議会に報告しようとするものであります。

今回、ご報告したこの3件の事故につきましては、いずれも職員の不注意から発生しているものであり、議員の皆様にも度重なる事故につきましては、ご指摘をいただいているところでございまして、大変申し訳なく思っております。

幸いにも今のところ人身のような大きな事故には至っておりませんが、このようなことは大事故にもつながりかねないことであり、町民の生命や財産を守るべき立場にありながら、全く逆の事態を引き起こすことになってしまいます。

これまでも課長会議等で職員の綱紀粛正についていろいろ協議してまいりましたが、一向に事故が減少しないことから、去る8月21日に、三重県交通安全研修センター所長をお招きし、職員研修会を開催したところであります。今後も継続して交通事故防止対策を講じまして、このような専決処分を報告することのないよう、努めてまいりたいと存じますので、議員の皆様にはご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

#### 議長

以上で、報告についての説明を終わります。

ただいまの報告3件については、地方自治法第180条に基づく、議会の委任による専決処

分の報告であります。

この報告については、内容等に不明瞭な点について再度説明を求めるということに限り、発言を許可することといたします。

それでは、日程第21 報告第6号について、特に発言される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

これで発言を打ち切ります。

次に 日程第22 報告第7号について、特に発言される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

これで発言を打ち切ります。

次に 日程第23 報告第8号について、特に発言される方はございませんか。

7番 玉津充君。

**7番 玉津充議員**

損害賠償の相手方のその賠償額は明らかになっておるんですけども、公用車のほうの被害はなかったんでしょうか。その損害はどうなんでしょうか。

**議長**

太田財政課長。

**太田哲生財政課長**

ただいまの質問にお答えいたします。

公用車の損害は13万 8,694円でございます、これは保険によって処理いたしております。

以上でございます。

**7番 玉津充議員**

了解です。

**議長**

5番 川端龍雄君。

**5番 川端龍雄議員**

町長のお気持ちは察しますけどもね。私も6月のときに質疑でこれお尋ねしましたんですけどもね、町長はこういうことは二度と起こらないようにというご答弁でして、町長、今専門、いろんな専門の方を呼んでこうしていただいたということですけど、これ町長から課長

へね、やっぱり課長から今度は職員の担当の方もね、やはりこう直接にこの全体的に言わんと、各課長の方からやはり担当課の方からやはりこの職員に、また臨時職員の方にさね、これちょっとした不注意ですわね。

そやけどこれ町長、さきほど言われたように、大変また大きな事故になりかねるやも知れませんか。これあまりにも多いですわね。異常ですわね。そこを何とか町長、また副町長からでもさね、担当課長に皆職員にさね徹底させるように、是非これお願いしたいと思っています。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

ご指摘ごもっともだと思いますので、今後も続けて緊張感を持って運転業務に専心したいと思っています。

**議長**

よろしいですか。

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

さきほど玉津議員の質問の中でね。これ公用車というのは、公用車損害賠償の金額なんですか。公用車もあったんでしょう。ちょっと待って、この損害賠償の相手方というのは崎田恭史さんという方ですね。これは保険で13万 2,357円出したわけですね。それで玉津議員の質問は公用車も損傷したんじゃないかと、それに対していくらだったんだという質問だったと思うんですけども、そうじゃなかったですか。玉津議員、そうでしょう。それが同じ額だったんですか。

**議長**

太田財政課長。

**太田哲生財政課長**

公用車の損害は13万 8,694円でございます。これは車両保険によって処理いたしました。

**議長**

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

それはもうここへ記載せんでもええん、その場合は。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

この専決処分については、損害賠償の額の決定でございますので。

議長

よろしいですか。

それでは、これで3件の報告事件については聞きおくこととし、終了いたします。

さきほど貴重な意見も出ましたので、町長におかれましては、その点を十分にご配慮願います。

---

## 日程第24

議長

次に日程第24 請願案件についてを議題といたします。

請願についてはお手元に配布のとおり、5件ここに受理することとし、別紙、請願文書表を朗読させ、説明にかえさせていただきます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

それでは、配布させていただきました請願文書表をご覧ください。

( 請 願 文 書 表 朗 読 )

議長

以上で請願の説明を終わります。

なお、受理した請願案件につきましては、お手元に配布いたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

---

議長

ここで暫時休憩いたします。

(午後 5時 12分)

---

**議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 5時 14分)

---

**議長**

本日、認定案件が上程されたことにより、決算特別委員会設置に関する発議案を提出いたします。

また、本日、冒頭で行政報告にもありましたが、休憩中に長より工事請負契約の締結に関する議案が提出されました。議会運営委員会を開催していただき、追加議事日程として本会議で諮るとの確認をいただいたものであります。

お諮りします。

これを日程に追加し、別紙のとおり追加議事日程として議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号及び議案第73号の2件については日程に追加し、追加議事日程のとおり議題とすることに決定をいたしました。

---

追加日程第1

議長

追加日程第1 発議第5号 決算特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

本件については、認定案件6件を審査するため、委員会条例第6条の規定により、委員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

なお、審査期限については、審査が終了するまで閉会中もなお審査を行うことといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本件については委員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

議長

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、議長からの指名といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認め、議長の指名といたします。

お諮りします。

決算特別委員会委員の選任については、

1番	東 篤 布 君	3番	近 澤 チヅル 君
4番	家 崎 仁 行 君	7番	玉 津 充 君
10番	岩 見 雅 夫 君	11番	入 江 康 仁 君
15番	中津畑 正 量 君	16番	東 澄 代 君
18番	垣 内 唯 好 君	20番	東 清 剛 君

の10名を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員に、ただいまご指名したとおりを選任することに決定いたしました。

---

議長

それではここで決算特別委員会の委員が決定しましたので、正副委員長の互選をお願いしたいと思いますので、暫時休憩いたします。

(午後 5時 16分)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 5時 25分)

---

議長

ただいまの互選結果についてを報告いたします。

決算特別委員会の委員長に、11番 入江康仁君

副委員長には、16番 東 澄代君

が選任されました。

決算審査にあたっては、よろしく願いいたします。

---

追加日程第2

## 議長

次に、追加日程第2 議案第73号 町道真谷線道路改良工事請負契約の締結についてを議題といたします。

まず、提案者より提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

## 奥山始郎町長

本定例議会に追加上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第73号 町道真谷線道路改良工事請負契約の締結について

本議案につきましては、町道真谷線道路改良工事につきまして、契約金額 4,923万 4,500円で、紀伊長島区長島1916番地13、ピアコーポレーション株式会社 代表取締役 南重喜と契約いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

この案件の詳細につきましても、お手元の資料に基づき、建設課長に説明いたさせます。

何とぞ、慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 議長

続いて、内容説明を求めます。

山本建設課長。

## 山本善久建設課長

それでは追加議案の説明をさせていただきます。

議案第73号 町道真谷線道路改良工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

### 記

1. 契約の目的 町道真谷線道路改良工事
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 4,923万 4,500円
4. 契約の相手方 紀北町紀伊長島区長島1916番地13  
ピアコーポレーション株式会社  
代表取締役 南 重喜

平成19年9月11日提出

紀北町長 奥山始郎

## 提案理由

「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

続きまして、内容説明をさせていただきます。工事の概要でございますけれども、町道真谷線道路改良工事でございます。施工延長につきましては595.5m、道路幅員は5mでございます。施工延長のうち町の施工分は約435mでございます。残りの160mについては、国土交通省が高速道路本線工事にあわせて施工するものでございます。なお、予算につきましては、全額国土交通省からの受託事業でございます。道瀬地区で行います高速道路の工事も用道路として使用するものでございます。入札執行につきましては、19年8月30日でございます。町内土木A・Bランク23業者を指名いたしまして、うち6業者が入札参加を辞退し、17業者で入札を行いました。設計額につきましては、6,593万5,800円でございます。予定価格につきましては、設計額と同額の6,593万5,800円でございます。最低制限価格につきましては、4,923万4,500円でございます。入札の結果、ピアコーポレーション株式会社が落札価格4,923万4,500円で落札候補者となりました。入札の落札比率につきましては74.67%でございます。なお、本件工事につきましては、事前に談合情報がございまして、談合情報と落札候補者が一致いたしましたので、落札決定を保留いたしまして、入札参加者から事情聴取等の調査を行いまして、昨日、9月10日に紀北町公正入札委員会が開催され、談合の事実が確認されなかったことから、落札を決定し、9月10日付けで、仮契約を締結いたしました。このことから、町議会で工事請負締結の承認をいただくため、本日追加議案として上程いたしますので、よろしくお願いいたします。

続いて、添付の資料についてご説明いたします。

(以下資料により詳細に説明)

## 議長

以上で、提案理由の説明並びに内容説明を終わります。

これより議案の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

4番 家崎仁行君。

## 4番 家崎仁行議員

4番、町長の行政報告の説明の中でありましたが、紀北町で基本となるマニュアルに基づいて契約の保留の措置をとったと言われましたが、そのマニュアルの内容について説明をお

願いたいと思います。いかがですか。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

マニュアルについてお答えいたします。

談合情報は大きく2つの場合に分かれます。まず第一は信憑性の高いものであります。情報の提供者の氏名及び連絡先が明らかで、提供された内容が対象工事名及び落札予定業者に加えて談合に関する信憑性の高い情報が明らかなもの。

次に、情報の提供者が匿名であり、通報者の氏名及び連絡先が明らかで、匿名者と連絡がつき、かつ対象工事名及び落札予定業者に加えて談合に関する信憑性の高い情報が含まれているもの。もう1つは、情報の提供者が匿名であり、対象工事名及び落札予定業者に加えて、客観的な物的証拠が含まれているもの、これが信憑性の高いものであります。この場合は、入札執行までに事情の聴き取りを行います。この中で談合の事実が認められたときは、入札の失効、または中止であります。談合の真否が確認できないときは、誓約書の提出と入札後に談合の事実が認められたときに、入札を無効とする旨の注意を行ったあとに入札を行います。

続きまして、第2は信憑性の低いものであります。対象工事名及び落札予定業者名のみが提供されている場合ですと、入札の執行を行います。入札の結果、談合情報どおりになったときは、今回の場合であります。8月31日に業者の聴き取りを行い、9月10日に公正入札調査委員会を開催し審査を行いました。あとは町長の行政報告のとおりでございます。

以上でございます

議長

4番 家崎仁行君。

4番 家崎仁行議員

これからも工事入札の度に、談合情報が入る恐れがあると思います。今回のような措置をとられる場合があると思いますが、緊急性のある工事など、早急にできなくなる場合も考えられます。情報の信憑性にかかわらず談合の情報があった場合、入札をする前に公正入札調査委員会を前もって開催したり、入札業者からの事情を聴き取るなどして、十分調査をしてから工事入札を行うべきだと思いますが、この辺についてどうですか。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

もし談合情報があった場合なんですけど、これらのありましたら、まず町長に報告をし、町長の指示を受け、公正入札調査委員会で審査いたします。談合情報により業者の方々に迷惑をかけることもあると思いますが、談合の防止のため、協力をお願いしておりますのが現実でございます。以上でございます。

議長

4番 家崎仁行君。

4番 家崎仁行議員

今回のように談合情報により工事入札がされ、落札された契約が保留された場合、業者と町との信頼関係を損なったり、また新聞などに報道されることにより、会社としての信用を損なったり、イメージダウンにもつながる場合が考えられます。

これからも工事入札を行う場合、こういった事件、問題が起こらないようにしっかりと調査をし、対応をとっていただきたいと思います。以上です。

答弁結構です。

議長

ほかにございませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、ちょっと聞きたいのは、この入札やったんはいつかということ、日にち。そのときにはこの工事だけやったかどうか。ほかのもあったんじゃないかと思います。まずそれ聞きます。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

8月30日に入札をいたしまして、この日は全部で12件でした。

以上でございます。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

この談合疑惑とやらで、調査委員会が入ったのが17社ということですね。じゃこの17社の中にほかの12件に入っておった業者おらへんの。

それでこの調査に入ったということは、もしそこで調査に疑いがあったら、とった業者だけじゃなしに、皆やられるわけやな。そういうことでしょう。そのときの罰則としては指名停止か何らかなると思うんやけども。だからこの8月30日に談合疑惑が発覚したこの真谷線の工事やな、これに参加したのは17社。同じく8月30日に入札があった工事は12件、この調査期間中にこの12件の中のこれを1件とするならば11件、ここと契約した業者おらへんだ。普通調査が入っておったら、調査受けておる業者とは契約できんと思うんですけどもね。この疑いが晴れるまでね。そこのとちちょっと聞きたい。

**議長**

太田財政課長。

**太田哲生財政課長**

談合情報の工事の入札参加業者が、談合の真偽が明らかでないときに、ほかの請負工事の契約者となったことですね。についてお答えいたします。

談合情報が町道真谷線道路改良工事に関するもので、内容が匿名で工事名と業者名だけでありましたので、談合情報対応マニュアルに基づき、全部の入札を執行いたしました。この中で、町道真谷線道路改良工事の落札決定を保留といたしました。ほかの契約につきましては、町道真谷線道路改良工事の談合の真偽を確認したうえで契約を締結する方法もありますが、町道真谷線道路改良工事に関しての情報でありましたので、ほかの工事につきましては、談合がなかったものと判断して、契約及び仮契約を締結するという方法をとらせていただきました。

調査を受けたので、ほかの入っておるのが4社ありました。

4社の方が落札しております。

**議長**

1番 東篤布君。

**1番 東篤布議員**

これ3回目に入ってしまうと困るけども、ちょっと言うておる意味がよくわからんと思うんやがな。ちょっと僕の言い方が拙いと思うので、もう一度改めてよく聞いておいてくださいよ。これ議事進行でいきますので。

議長ね、僕の言うたのは、この真谷線の入札に入ったのが17社ですね。当然、この17社に

対して疑惑が起っておったわけやな。しかし、これは疑惑が起っておってもほかの入札をやっ  
てはいかんということはない。やってもかまわん、同じ日にね。でも入札が終わったあと  
ですね、この17社のなかのどこかがですよ。残りの11件に落札したとする。その締結したら  
いかんのやろ。いいですか。

ここでもし仮にですよ。そういう犯罪が起っておったと、この工事で犯罪しただけで、ほ  
かの工事ではかまわんのやないということではない。ここでそれが発覚したら、もう全部ほ  
かの工事も指名停止になります。だからこの17社がおって、その日に12件あったでしょう。  
ほかの工事も17社に疑惑があるわけや、その業者がほかの11件、とった業者がおりませんか。  
おるはずやな。おるんや。おるんやけども、そこと締結していませんかということですよ。  
疑惑が晴れるまでに。だからそのところやな。だからそれやってもかまわんのかと、そう  
いうことを。

**議長**

それでよろしいですか、とりあえずは。

さきほどのはですね、答弁のくい違いということで判断させていただきます。

太田財政課長。

**太田哲生財政課長**

ただいま東議員の質問なんですけど4社が、17業者のうち4社がありまして、4社の方と  
仮契約、または契約を締結いたしました。

それで、ただいまの東議員の考え方もあるんですけども、さきほどにも言いましたとおり、  
この談合情報は町道真谷線道路改良工事に関する情報でありますので、ほかの工事につき  
ましては、談合はなかったものと判断して、契約を締結いたしました。

もしこのあと、談合の事実が認められた場合には、工事の進捗状況を考慮し、契約の解除  
の適否を判断する必要があると考えております。

**議長**

1番 東篤布君。

**1番 東篤布議員**

僕はここで疑惑が起っておるのにね。いいですか、契約しても良いのかということ。通常  
せんと思うよ。仮契約までは行くかも知れんけども、本契約まではちょっとストップかかる  
のじゃない。もし仮にここで発覚してさな事実であつたら、もう指名停止や。ほかの工事で  
きんでしょう。できんかもわからん人と契約したつたら拙いでしょと言うの。そうなってお

るはずですよ。長々とやりませんが、そういうこともちょっとあるのでね。今後そういうときには注意していただきたい。ただそれだけです。

結局、談合なんかはなかったと思います。なかったけれども、こういうふうな投書があった以上は、身の潔白はたださなあかん。であるのに、なおさら疑われるようなことをしたらいかんと言うおるのです。わかりますか。以上、終わり。

### 議長

ほかにございませんか。

3番 近澤チヅル君。

### 3番 近澤チヅル議員

8月30日にですね、3件議案第71号、72号、73号が入札があったわけなんですけれども、成立しました入札、この2件につきましてはもう2年前から義務付けられております入札結果調書があるんですが、これ昨日仮契約したということで、この73号については調書は、これはインターネットでホームページでとったんですけれども、ありますか。提示しなければいけないですよ。2年前から結果調査は、入札結果調書というのは、私提示しなければならぬって認識しておるんですけども、そしてこれはありました。71号、72号については。それで10日に仮契約されて、昨日入札、仮契約にしても調書をしているのかどうか。

そしてもう1点、この日ですね、あとの71号、72号は同じ落札業者が71号では5社、そして72号では4社が同じ金額でくじ引きしておるわけなんです。そして73号はこの業者が1社だったのか同じ金額でくじ引きして決まるというわけではないと思うんですが、1社だったと思うんですが、71号のですね、この同じ金額の5社の中にピアコーポレーションも入っているんですね。くじ引きで当たっていたらですね、このとき契約できるんですか。もし当たっていたら、たまたまこの5人でくじ引きして当たってないんですけれども、その点についても疑惑のあるときですので、お伺いしたいと思います。

### 議長

太田財政課長。

### 太田哲生財政課長

まず、インターネットの件なんですけども、これ事務上の手続きもいろいろありますので、昨日契約したばかりですので、ちょっと事務的に遅れていると思っております。考えております。

それからくじ引きのことなんですけど、もし当たった場合ですね、また技術者の関係もあ

ろうと思いますけど、技術者に余裕があって技術者を張り付けることができましたら、落札するかと思いますけどもね。

議長

答弁くい違いですね。もう一度。

3番 近澤チヅル議員

もう一度言います。71号でですね、今回この談合入札の情報が、この人が落札するんじゃないかなという葉書があった人がですね。同じ日に違う入札をして、1位に5名がおってその中に入っているんですね。たまたまくじで外れているんですけども、これが当たった場合はもうできないはずなんです。できないのではないかと思うんですが、できるんですか。実際にもう同じ金額だったんですか。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

それまでの入札は適正に行われました。そやもんで落札を決定いたしました。

以上でございます。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

法的にはそれでよろしいということなんですけど、町民感情でですね、その情報があった方がですね、5社の中に入っていたら、くじ引いたということになってますので、どちらが早くしたのかちょっとわからないんですけど、同じ日に、やはりこういうときは辞退してもらおうというのが、もう町民感情を和らげるような気もするんですが、そういうことは考えなかったのかどうか。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

辞退は、その時点では談合情報は明らかになっておりませんので、辞退はできません。辞退はこちら側からも進めるつもりはありません。以上でございます。

3番 近澤チヅル議員

談合情報は20日にあった。情報は20日にあったと言ったでしょう。

議長

町のほうから辞めなさいというわけには、いかんということやろ。

ちょっとサポートすることはないですか。

議長

山本課長。

山本善久建設課長

私の考え方になろうかと思えますけども、結果的にですね、さきほど財政課長が言いましたことで、ほかの案件につきましてはですね、もちろん談合情報はございませんし、そういうことで入札の結果適正であると、したがって、その情報にもよりますけれども、基本的にですね、今回の情報はですね、信憑性が薄いというような判断をいたしておりますので、そういうような扱いになったものと考えております。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで質疑を終了いたします。

以上で、今回提案されました案件についての質疑はすべて終了いたしました。

---

議長

委員会付託表を配布するため、この場で暫時休憩いたします。

その場でお待ちください。

(午後 5時 53分)

(委員会付託表の配布)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 5時 54分)

---

**議長**

お諮りします。

本日議題となっております各案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり各担当委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

異議なしと認めます。

したがって、別紙議案の委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

付託案件の審査につきましては、

明日の12日は、総務財政常任委員会

13日は、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会の開催となります。

決算特別委員会につきましては、閉会中の審査となりますので、委員会において日程の調整を行っていただきたいと思えます。

なお、委員会の運営等につきましては、各委員会の委員長において取り計らいくださるようお願いいたします。

---

**議長**

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。

長時間、誠にご苦勞様でございました。

(午後 5時 56分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 19年 11月 30日

紀北町議会議長 尾上壽一

紀北町議会議員 東 澄代

紀北町議会議員 松永征也